

## 議題 2

胆沢ダム・ハツ場ダム発注事案  
に係る検証及び談合情報対応  
マニュアルの改正について

## 胆沢ダム及びハツ場ダム発注事案に係る検証について(概要)

---

# 胆沢ダム発注案件に係る検証結果について(1)

## 1. 概要

	堤体盛立(第1期)工事	原石山材料採取(第1期)工事
契約金額(税抜き)	19,380,000,000	15,150,000,000
予定価格(税抜き)	20,623,570,000	16,045,149,000
入札日	平成16年10月7日	平成17年3月10日
落札者	鹿島・清水・大本特定JV	大成・熊谷・間特定JV

## 2. 検証方法

当時の職員(27名)へのヒアリング、工事費内訳書等の資料の再分析により、談合情報の処理体制、談合の疑義等について検証

## 3. 談合情報処理の経緯

《堤体盛立(第一期)工事》	《原石山材料採取(第一期)工事》
9.21-28 複数の者から実名で入札前に落札企業が決定しているとの談合情報が提供	2.23 新聞社より入札前に落札企業及び下請企業が決定しているとの談合情報の提供
9.27 公正入札調査委員会(調査開始決定) 公正取引委員会へ通報	公正入札調査委員会開催(調査開始決定)
9.29 公正入札調査委員会(工事費内訳書の確認、 事情聴取項目の決定)	2.24 公正取引委員会へ通報
10.1 事情聴取	3.4 事情聴取
10.5 公正入札調査委員会(開札の決定)	3.7 公正入札調査委員会(開札決定)
10.7 誓約書の提出	3.9 誓約書の提出
開札(鹿島JVが落札)	3.10 開札(大成JVが落札)
10.20 公正取引委員会へ入札結果を報告	公正取引委員会へ入札結果を報告

## 胆沢ダム発注案件に係る検証結果について(2)

### 4. 主な検証結果と評価

➤ 当時の処理方法は談合の疑義を把握できない方法ではなかったが、**今後の運用改善につなげるべき課題**もあり

#### (1) 工事費内訳書の分析結果と評価

- 工事費内訳書のチェック項目に不足がないか  
⇒ 特に不足は認められないが、原石山では外形面でのチェックを行った記録がなく、**内訳書の分析結果の文書化と資料の保存を徹底すべき**
- 当時のチェック内容に誤りがないか  
⇒ 大きな遺漏(計算ミス等)は認められないが、談合の端緒を把握する最も有効な情報源であり、**今後とも入念に分析を行うべき**
- 現時点で再分析した場合、不自然な点がないか  
⇒ 積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は認められないが、残されていた資料が限られており、チェックできない部分あり。  
**内訳書の分析結果の文書化と資料の保存を徹底すべき(再掲)**

#### (2) 関係者からのヒアリング結果と評価

- 開札決定の判断について  
⇒ 当時は、マニュアルに沿って調査し、談合を疑わせる事実がなかったため、開札決定は妥当との回答であったが、案件の特性、情報の信憑性、事業への影響等にも配慮し、**談合情報が寄せられた案件で入札続行しようとする場合は、より慎重に判断する体制を構築すべき**  
\* 入札取り止め件数は、平成17年度以降顕著に増加
- 事情聴取について  
⇒ 内訳書の分析内容等に疑義がなければマニュアルの3項目に沿って実施しており(堤体盛立3項目、原石山4項目)、誓約書を取るための手段として実施していた側面あり。特段の疑義がなくても積算の考え方を確認するなど、**談合疑義の端緒を把握する機会として有効活用すべき**  
\* 平成17年度以降、3項目のみで事情聴取をしている事例なし  
\* 平成16年度の談合情報案件20件中3件で入札を取り止め  
⇒ 委員会で聴取項目案が審議された事実は確認できなかったが(原石山)、**委員会での審議を徹底すべき**  
⇒ 一室に集め、聴取項目を事前通知した事実は確認できなかったが、**事業者が口裏合わせしないよう工夫すべき**
- 公正取引委員会について  
⇒ 公取委へは随時、ファックスにより通報しているが、**一方的な情報提供に終わらないよう工夫するとともに、公取委と同様、新たに警察との連携を図るべき**
- 資料の保存等  
⇒ 委員会での審議録などが残されていないが、以後の対応に資するよう、**これらの文書化と資料の保存を徹底すべき**

# ハッ場ダム発注案件に係る検証結果について(1)

## 1. 対象案件の概要

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
工事	6	41	43	27	46	68	50	63	34	378
業務	99	87	74	63	63	74	67	61	41	629
計	105	128	117	90	109	142	117	124	75	1,007

- 平均すると、工事全体の約6割が一般土木・Cランク(0.6億円～3億円)、約1割が一般土木・Dランク(0.6億円未満)。
- 業務全体の5割前後が土木コンサルタント業務、それぞれ2割前後が測量業務や補償コンサルタント業務。

## 2. 検証方法

外部からの談合情報がなく、対象案件も膨大であることから、調査を効率的に実施するため、入札談合を目論む者にとって比較的受注調整がし易いと推察される案件など、具体的には、

- ① 同時期に発注された内容が類似する複数の案件のうち、予定価格内1者のみで構成されているもの
- ② 複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の案件のうち、受注業者に変動がなく、予定価格内1者が3箇年程度連続するもの
- ③ 複数者が参加し、入札者が1者であった案件
- ④ 複数者が参加し、一位不動であった案件

を分類し、それらのうち工事費内訳書があるものについて、落札率が高いなど談合疑義の観点からさらに詳細な調査が必要と認められた案件(31件)を抽出し、工事費内訳書等の分析を実施。

	①同時期類似	②継続的同種	③1者入札	④一位不動	合計 (重複を除く)
分類件数	39	15	22	46	104

抽出件数	8	12	11	8	31
------	---	----	----	---	----

## ハツ場ダム発注案件に係る検証結果について(2)

### 3. 検証結果と評価

#### (1) 工事費内訳書の分析

- 各社とも発注者が行った積算と著しく乖離するような不自然さはない

- 複数者から内訳書が提出されている案件において、各社間の積算内容を比較した結果、**一部の積算項目で金額が一致するものが見受けられたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目等**であり、不自然さはない

⇒積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は認められず

#### (2) 技術提案書の分析

- 入札説明書等を踏まえた提案がなされている

- 複数者から提案書が提出されている案件において、各社間の提案内容を比較した結果、**異なる内容の提案が含まれるなど各社毎の工夫が見られ、**不自然さはない

⇒提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は認められず

➤入札参加者の中で、工事費内訳書や技術提案書のやりとりを疑わせる事実は確認できなかったが、今後の運用改善につなげるべき課題もあり。

#### ◆談合疑義事実の調査基準の見直し

- ✓談合疑義事実の調査基準に**入札率**(入札価格/予定価格)等の観点が含まれるよう見直すべき

#### ◆資料の保存について

- ✓以後の対応に資するよう、内訳書や提案書の分析に係る**資料の保存**を徹底すべき(電子データを含む。)

#### ◆公正取引委員会及び警察との連携について

- ✓入札談合の未然防止を徹底するため、**公取委との連携を強化**するとともに、公取委と同様、**新たに警察との連携**を図るべき

# 検証結果を踏まえた対応方針

## 検討課題

調査結果を踏まえ、今後の運用改善につなげるべき課題を整理

### ➤ 処理体制の強化

案件の規模、談合情報の信憑性・頻度、事業への影響等を総合的に勘案して、慎重に開札/取りやめの判断をするための体制整備をすべき。

### ➤ 事情聴取等の充実

誓約書を提出させるための手段ではなく、談合疑義の端緒を見出す機会として最大限活用すべき。

### ➤ 公取委・警察庁との連携強化

一方的な情報提供に終わることなく、処理方針等について随時相談すべき。

### ➤ 資料の適切な保存

以後の談合情報処理に資するため、分析資料の文書化・適切な保存をすべき。

### ➤ 談合疑義事実の調査基準の見直し

談合疑義事実の調査を通じた談合防止の取り組みを強化すべき。

## 対応方針

【新規】新規に追加、【拡充】既存の枠組みの改正、【運用】運用実態に合わせた見直し

### ➤ 談合情報処理マニュアルを見直し、談合疑義事案の調査体制を強化

#### 1. 処理体制の強化

- ① 公正入札調査委員会の体制を強化し、談合情報が寄せられた入札を続行する際は、予め局長が指名する入札監視委員会の複数の委員から意見聴取【新規】
- ② 談合情報が寄せられた場合、契約責任者へ速やかに報告【新規】
- ③ 入札続行/取りやめを判断する際の官房地方課への協議【運用】

#### 2. 事情聴取等の充実

- ① 公正入札調査委員会による事情聴取項目の決定【拡充】
- ② 事情聴取項目の充実及び現在の聴取項目例の削除【拡充・運用】
- ③ 聴取項目の事前通知の廃止【運用】
- ④ 入札辞退者に対する事情聴取の実施【運用】
- ⑤ 情報提供者への接触による情報の収集【新規】
- ⑥ 事後的に検証可能な談合情報が寄せられた場合の調査【新規】

#### 3. 公取委・警察庁との連携強化

- ① 公取委及び警察庁へ談合情報を直接説明【新規・拡充】

#### 4. 資料の適切な保存

- ① 委員会資料の保存、工事費内訳書の分析記録の文書化【新規】

#### 5. 談合疑義事実の調査基準の見直し

- ① 談合疑義事実の調査基準に入札率等の観点を導入【拡充】

➤ 談合に対する抑止力強化の観点を含め、今後、指名停止措置のあり方を検討することが適当

胆沢ダム及びハッ場ダム発注事案に係る検証について

---

国土交通省

平成22年8月11日



## 目次

第一章 検証の趣旨.....	3
第二章 検証の進め方.....	4
第1節 胆沢ダム談合情報事案の検証の進め方.....	4
(2-1-1) 資料の分析.....	4
(2-1-2) 関係者からのヒアリング.....	4
(2-1-3) 談合情報対応マニュアルについて.....	5
第2節 ハッ場ダム発注案件の検証の進め方.....	8
(2-2-1) 対象案件の概要.....	8
(2-2-2) 基礎的な統計分析.....	10
(2-2-3) 談合疑義の観点からの調査の方法.....	11
第三章 検証結果.....	12
第1節 胆沢ダム談合情報事案の検証結果.....	12
(3-1-1) 当時の資料の分析結果.....	12
(3-1-2) 関係者からのヒアリングの結果.....	14
(3-1-3) 胆沢ダム談合情報事案の談合処理に係る関係者の認識等とその評価... 17	
第2節 ハッ場ダム発注案件の検証結果.....	23
(3-2-1) 対象案件に係る落札率等の調査.....	23
(3-2-2) 調査方法.....	26
(3-2-3) 調査結果.....	26
(3-2-4) まとめ.....	37
第四章 談合処理体制の見直し.....	39
1. 談合情報等の処理体制の強化.....	39

2.	事情聴取等の充実.....	39
	(1) 公正入札調査委員会による事情聴取項目の決定等 .....	39
	(2) 工事費内訳書の内容についての事情聴取の徹底.....	39
	(3) 事情聴取項目例の削除等 .....	39
	(4) 事業者が口裏合わせをすることが可能となるような聴取方法の廃止 .....	40
	(5) 入札辞退者に対する事情聴取 .....	40
	(6) 情報提供者への接触 .....	40
	(7) 事後的に検証が可能な情報の取り扱いの明確化.....	40
3.	公正取引委員会・警察庁との連携強化.....	41
	(1) 公正取引委員会への通報の方法 .....	41
	(2) 警察庁との連携 .....	41
4.	談合疑義事案に係る資料の適切な保存等 .....	41
5.	談合疑義事実の適切な見直し .....	41
第五章	まとめ.....	43

## 胆沢ダム及びハッ場ダム発注事案に係る検証について

### 第一章 検証の趣旨

国土交通省においては、透明性の高い公正な入札契約制度を構築するため、入札契約制度の全般的な見直しを進めているところであるが、国民の税金を原資として行われる公共工事の発注に当たっては、談合を未然に防止するよう不断の努力が必要であり、今般、国土交通大臣から、胆沢ダム堤体盛立（第1期）工事（以下「堤体盛立工事」という。）及び同ダム原石山材料採取（第1期）工事（以下「原石山材料採取工事」という。）に係る当時の談合情報処理等について再検証するとともに、ハッ場ダム発注案件について談合の疑いがないか検証するよう、また談合情報があった場合の手續について根本的に見直すよう指示を受けたところである。

検証に際し、胆沢ダムについては当時外部から談合情報が寄せられていたため、残存する当時の資料の分析や談合情報の処理に当たった当時の関係職員からのヒアリングを行うこととし、ハッ場ダムについては外部からの談合情報はなかったことから、入札調書から落札率が高い案件や一者応札となっている案件など特徴的なものを抽出し工事費内訳書等の分析を行うこととしたものである。

なお、堤体盛立工事及び原石山材料採取工事に係る談合情報処理事案については、以下、「胆沢ダム談合情報事案」と表記する。

## 第二章 検証の進め方

### 第1節 胆沢ダム談合情報事案の検証の進め方

#### (2-1-1) 資料の分析

資料の分析に当たっては、当時事業者から提出された工事費内訳書のほか、談合情報を受けて当時内部で分析・整理した資料から当時の処理経緯を整理するとともに、工事費内訳書の分析が妥当なものであったかどうかを検証した。

##### 《工事費内訳書について》

工事費内訳書は、発注工事の資材等の使用数量等をまとめたいわゆる数量総括表に基づき、入札参加者が同表に掲げる費目・工種等に対応するものの金額等を表示したものであり、平成6年に一般競争入札方式の本格的な導入に合わせて入札参加者からその提出を求めてきたところであるが、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、競争参加者の積算努力の促進を図るために、順次、工事費内訳書の提出を求める対象工事は拡大されてきた<sup>1</sup>。

工事費内訳書の分析に当たっては、国交省が行った積算の内容と各社が行った積算の内容を比較しそのバラツキを確認するなど、複数のチェック項目から検証することによって入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実がないかを判断することが一般的である。

胆沢ダム談合情報事案については、入札参加者から提出された工事費内訳書やそれをもとに行われた当時の分析結果の資料を参考にして、分析内容に誤りがなかったか、十分な角度から分析が行われていたかどうかなどの観点から検証した。

#### (2-1-2) 関係者からのヒアリング

関係者からのヒアリングでは、当時、談合情報の処理に直接かかわった職員のほか、契約、積算等の職務に携わる職員・元職員（本省、地方整備局、事務所）総勢27名から、当時の談合情報の処理体制、追加的な談合情報の

<sup>1</sup> 現在、予定価格が6,000万円以上の一般競争入札発注工事の全て及び6,000万円未満の競争入札発注工事のうち地方整備局ごとに工事件数で2割程度以上抽出したものを対象として工事費内訳書の提出を求めているが、平成16年当時は、一般競争入札（当時は7.3億円以上）、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札発注工事のほか、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札以外の指名競争入札発注工事のうちから地方整備局ごとに工事件数で2割

有無についてヒアリングを行うとともに、胆沢ダム談合情報事案について捜査機関が談合を摘発したとの事実はないが、職員・元職員が談合に関与することがなかったかどうかを確認した。

ヒアリングは、本省及び東北地方整備局において、監察業務を担当する部局及び入札契約関連の業務を担う部局が協力して行った。

主なヒアリング内容は以下の通り。

- 当時の談合情報の処理体制について（工事費内訳書の分析の視点、事情聴取項目の決定過程、公正入札調査委員会での審議、公正取引委員会との関係等）
- 追加的な談合情報の有無（当時寄せられた談合情報以外に追加の談合情報に接したことがないか）
- 職員・元職員の談合への関与について（談合の明示的な指示、受注者に関する意向表明、発注に関する秘密情報の漏洩等の有無）

### (2-1-3) 談合情報対応マニュアルについて

胆沢ダム談合疑義事案では、談合情報があった場合の手続について定める談合情報対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿って当時どのような処理がなされたかを検証することとしているため、以下にマニュアルの概略を記す。

#### ① 制定及び改訂の経緯

談合情報があった場合の手続について定める談合情報対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、地方公共団体の首長と建設業界を代表する企業幹部が公共工事を巡る贈収賄容疑によって相次いで逮捕・起訴されたことにより、公共事業に対する国民の信頼が著しく損なわれたことを受けて、平成 5 年 12 月、中央建設業審議会の建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の中で、談合情報が寄せられた場合の「手続きの流れについてマニュアル化し、その内容を公表することについて検討すべき」とされたことを踏まえ、平成 6 年 3 月 30 日に「公正入札調査委員会の設置等について（平成 6 年 3 月 30 日付建設省厚発第 124 号）」により定められたものである。

その後、平成 13 年 2 月 16 日から施行された公共工事の入札及び契約の

---

程度抽出したものを対象に試行されていた。

適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 10 条において、「独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対してその事実を通知しなければならない。」とされたことを契機とし、外部からの談合情報だけでなく、発注者自らが確認した談合があると疑うに足りる事実（以下「談合疑義事実」といい、外部からの談合情報と合わせて「談合疑義事案」という。）についても対応できるようにするとともに、併せて諸処の改正を行うため、公正取引委員会とも調整を行いながら、平成 15 年 3 月 10 日に現在のマニュアルが制定されたところである<sup>2</sup>。

#### 《入札契約適正化法》

（公正取引委員会への通知）

第 10 条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

#### 《平成 15 年の主な改正のポイント》

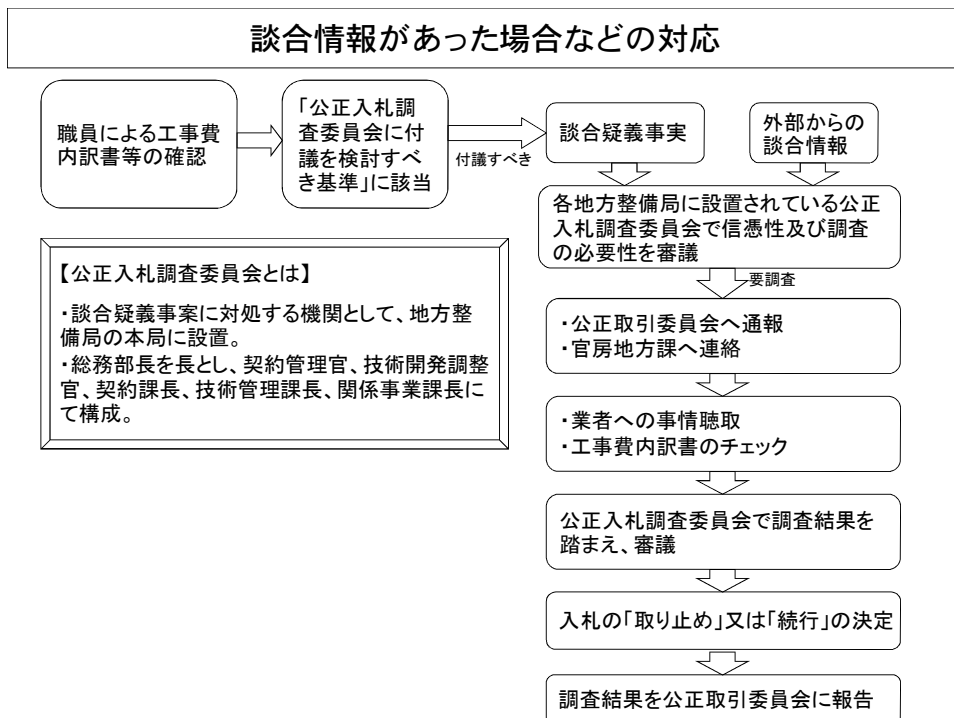
- ① 職員が談合疑義事実を得た場合の処理等について、談合疑義事実処理マニュアルを策定
- ② 入札契約適正化法第 10 条に基づき、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実を公正取引委員会に対し通知する手続に関する通達を策定
- ③ 報道機関との対応の中に、カッコ書きにて「(公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものであることから、発注者側より積極的に談合情報を公表するものではない。)」を追加。
- ④ 追加談合情報、入札の取りやめの決定又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報する旨追加
- ⑤ 改正前のマニュアルでは、入札参加者に対し工事費内訳書の提示を求めチェック後返却していたが、提出に改め証拠書類として活用

<sup>2</sup> 本改正にあわせて「公正入札調査委員会の設置等について（平成 6 年 3 月 30 日付建設省厚発第 124 号）」は廃止され、新たに「公正入札調査委員会の設置等について（平成 15 年 3 月 10 日付国地契第 92 号）」が制定されている。

- ⑥ 談合情報を公正取引委員会に通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力する旨追加
- ⑦ 誓約書を出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条・第8条又は刑法第96条の3の規定に違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置する旨追加
- ⑧ 本規定は、建設コンサルタント業務等の入札に係る談合情報について準用する旨追加

② マニュアルの概要

現在の談合情報があった場合などの流れを整理すると概ね以下の通りである。



## 第2節 ハッ場ダム発注案件の検証の進め方

### (2-2-1) 対象案件の概要

ハッ場ダム建設工事が本格化した平成13年度から昨年度までの発注案件は全部で1,007件（うち競争入札は777件）である。それらを概観すれば以下のとおりである<sup>3</sup>。

まず、工事については、平成13年度は6件（すべて競争入札）であったが、平成14年度以降は概ね40件から60件程度で推移しており、全体では378件（うち競争入札は376件）である。また、業務については、平成13年度には99件（うち競争入札は78件）であったものがそれ以降概ね減少傾向で推移しており、全体では629件（うち競争入札は401件）である。

次に、発注案件のうちまず工事について工事種別毎の構成割合を見ると、ほぼ通年で8割前後が一般土木工事となっており、この一般土木工事を発注規模別に見ると、Cランク（予定価格6,000万円以上3億円未満）及びDランク工事（予定価格6,000万円未満）の合計件数が一般土木工事の8割弱から9割強を占めている。また、維持修繕工事（予定価格の平均は約1,800万円）が工事全体の1割前後を占めている。

一方、業務について業種区分毎の構成割合を見ると、ほぼ通年で5割前後が土木関係建設コンサルタント業務、それぞれ2割前後が測量業務や補償関係コンサルタント業務となっている。

さらに、1件当たりの契約金額を見ると、工事については、平成14年度（約2.2億円）以降減少していたものが17年度（約1.1億円）から19年度（約2.2億円）にかけて上昇し、平成20年度以降は1.5億円程度で推移しており、また、業務については、増減はあるものの2,000万円台で推移している。

<契約件数（上段：総件数、下段：競争入札件数（総件数から随意契約件数を除いたもの））>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
工事	6	41	43	27	46	68	50	63	34	378
	(6)	(40)	(42)	(27)	(46)	(68)	(50)	(63)	(34)	(376)
業務	99	87	74	63	63	74	67	61	41	629
	(78)	(60)	(52)	(48)	(43)	(44)	(31)	(22)	(23)	(401)
計	105	128	117	90	109	142	117	124	75	1,007
	(84)	(100)	(94)	(75)	(89)	(112)	(81)	(85)	(57)	(777)

<sup>3</sup> なお、当該対象案件には、既に17年9月に公正取引委員会が指摘している鋼橋上部工事談合事案の対象となっているものが2件含まれている（「千歳橋（仮称）上部工事（16.3.15契約締結）及び「付替国道145号立馬橋上部工事」（17.3.8契約締結））。これらについては基礎的な統計分析を除き、調査対象からは除外している。



<工事種別ごとの契約総件数（随意契約を含む。）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
一般土木 (A)	0	1	2	0	1	3	1	0	0	8
一般土木 (B)	0	5	3	2	1	1	7	11	2	32
一般土木 (C)	3	17	17	16	31	52	26	34	25	221
一般土木 (D)	1	10	10	2	2	2	5	2	7	41
一般土木 (計)	4	33	32	20	35	58	39	47	34	302
アスファルト舗装	0	0	2	0	0	1	0	1	0	4
鋼橋上部	0	1	1	1	2	1	2	4	0	12
建築	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3
電気設備	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
暖冷房衛生設備	0	0	2	1	1	1	0	0	0	5
セメント・コンクリート舗装	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
プレストレスト・コンクリート	0	0	0	0	0	1	2	1	0	4
法面処理	1	3	2	1	1	0	0	1	0	9
維持修繕	1	3	3	4	4	4	4	6	0	29
機械設備	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
通信設備	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3
受変電設備	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
工事 (計)	6	41	43	27	46	68	50	63	34	378

\* 一般土木A（WTO政府調達協定対象:予定価格7.5億円以上(H13)、6.6億円以上(H14・15)、7.3億円以上(H16・17)、7.2億円以上(H18・H19)、7.9億円以上(H20・21))、一般土木B（3億円以上WTO未満）、一般土木C（6,000万円以上3億円未満）、一般土木D（6,000万円未満）。

<業種区分ごとの契約総件数（随意契約を含む。）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
測量	22	10	15	9	9	9	10	9	5	98
土木コンサル	42	49	33	32	35	42	40	43	28	344
地質調査業務	6	10	9	4	5	9	5	2	0	50
補償関係コンサル	29	18	17	18	14	14	12	7	8	137
業務 (計)	99	87	74	63	63	74	67	61	41	629

<1件当たり契約金額（単位：千円、随意契約を含む。）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
工事	67,500	219,040	94,100	77,893	114,200	169,826	220,552	157,814	143,450
業務	20,668	25,387	23,722	21,298	23,290	24,571	24,506	26,841	27,493

## (2-2-2) 基礎的な統計分析

### ① 平均落札率

平均落札率に係る年度別の推移を見ると、工事については、平成13年度に約98.1%であったものが概ね年々低下し、平成18年度には約91.2%となり、その後反転して平成21年度には95.5%となっている。業務については、工事に比べて平均落札率が低いものの、傾向は工事と同様となっている。

<平均落札率（随意契約を除く）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
工事	0.981	0.945	0.962	0.958	0.934	0.912	0.935	0.940	0.955	0.940
業務	0.937	0.931	0.855	0.850	0.848	0.743	0.767	0.803	0.892	0.861

### ② 予定価格内1者<sup>4</sup>

予定価格内1者であったものは188件となっており、うち初度入札において予定価格内1者であったものは159件、再度入札において予定価格内1者であったものは29件となっている。

<予定価格内1者の件数（随意契約を除く）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
初度入札	19	21	9	10	6	29	21	29	15	159
再度入札	2	4	1	1	4	6	1	8	2	29
計	21	25	10	11	10	35	22	37	17	188

\*「初度入札」は第1回目の入札で落札者が決まった案件の件数、「再度入札」は第2回目又は第3回目の入札で落札者が決まった案件の件数をいう。

### ③ 一者入札

一者入札であったものは55件となっており、うち当初から参加者が一者であった案件は33件、当初は複数の参加者があったものの辞退により入札者が一者となった案件は22件となっている。

<1者入札の件数（随意契約を除く）>

	H17	H18	H19	H20	H21	計
1者入札（計）	1	1	8	14	31	55
（1者参加）	0	0	5	5	23	33
（複数参加）	1	1	3	9	8	22

\* 13年度から16年度までは発生していない。

<sup>4</sup> 落札者が決定した時点の入札において、予定価格を下回る入札者が1者であった案件（辞退等によって入札者が1者となった場合を含み、参加者が当初から1者であった場合を除く。）をいう。

#### ④ 一位不動<sup>5</sup>

一位不動に係る年度別の推移を見ると、工事については、平成13年度、16年度及び19年度は発生がなく、平成20年度は8件の発生があるが、その他は数件程度となっている。業務については、平成18年度までは4～5件で推移していたが、19年度以降は減少傾向となっている。

<一位不動（随意契約を除く）>

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
工事	0	2	1	0	3	2	0	8	1	17
業務	4	5	4	4	4	5	2	0	1	29
計	4	7	5	4	7	7	2	8	2	46

### (2-2-3) 談合疑義の観点からの調査の方法

ハッ場ダム発注案件については、外部からの談合情報がなく、対象案件も膨大であることから、談合疑義の観点からの調査を効率的に実施するため、入札談合を目論む者にとって比較的受注調整が実施し易いと推察される案件、具体的には、

- ①同時期に発注された内容が類似する複数の工事又は業務
- ②複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の工事又は業務

を分類するとともに、さらに、

- ③入札者が1者であった工事又は業務
- ④一位不動であった工事又は業務

についても分類し、それらのうちから予定価格内1者である、落札率が著しく高いなど談合疑義の観点からさらに詳細な調査を行う必要があると認められた案件(31件)を抽出し、工事費内訳書等の分析を実施した。なお、調査結果は第三章第2節で述べる。

<sup>5</sup> 複数の者の参加があった案件において、初度入札において最低の入札価格を提示した者が再度入札においても最低の入札価格を提示し、かつ落札者となっているものをいう。

### 第三章 検証結果

#### 第1節 胆沢ダム談合情報事案の検証結果

##### (3-1-1) 当時の資料の分析結果

###### ① 胆沢ダム談合情報事案の処理経緯

談合情報を受けた処理経緯について、当時の記録をもとに整理すると以下の通りである。

###### ア) 堤体盛立工事

平成16年9月21日から28日までの間に、本省及び地方整備局に対し、特定の団体及び個人（いずれも実名）から、複数回にわたり、具体的な企業名を挙げながら入札前に落札者が決定しているとの談合情報が入った。これを受け、東北地方整備局内に置かれる公正入札調査委員会が9月27日に開催され、開札前にもかかわらず落札業者名が具体的であることから、9月28日に予定されていた開札を保留の上、調査を開始することを決定した。また、寄せられた談合情報の内容及び調査決定については、9月28日、公正取引委員会に通報されている。その後、入札参加者が提出した工事費内訳書を調査したところ、談合の疑いを確認できなかったが、9月29日に公正入札調査委員会で事情聴取項目を決定し、10月1日に入札参加者から事情聴取を行った。10月5日、公正入札調査委員会を開催し、事情聴取の結果からは談合の疑いが確認できなかったため、誓約書の提出を要請の上、開札することが決定された。誓約書が10月7日に提出されたことを確認の上、同日に開札した。入札結果を含め、一連の処理状況については、10月20日に公正取引委員会に報告されている。

###### イ) 原石山材料採取工事

平成17年2月23日、新聞社から東北地方整備局へ具体的な企業名を挙げながら入札前に落札者及び下請企業が決定しているとの匿名情報があった旨連絡が入った。同日、東北地方整備局に置かれている公正入札調査委員会が開催され、開札前にもかかわらず落札業者名が具体的であることから、2月24日に予定されていた開札を保留の上、調査を開始することを決定した。また、寄せられた談合情報の内容及び調査決定については、翌24日に公正取引委員会に通報されている。その後、

工事費内訳書を調査し、3月4日に入札参加者から事情聴取を行った。3月7日、公正入札調査委員会が開催され、工事費内訳書の分析及び事情聴取の結果からは談合の疑いが確認できなかったため、誓約書の提出を要請の上、開札することが決定された。誓約書が3月9日に提出されたことを確認し、翌10日に開札した。入札結果を含め、一連の処理状況については、同日、公正取引員会へ報告されている。

< 契約等の概要 >

	堤体盛立工事	原石山材料採取工事
契約金額(税抜き)	19,380,000,000	15,150,000,000
予定価格(税抜き)	20,623,570,000	16,045,149,000
入札日	平成16年10月7日	平成17年3月10日
落札者	鹿島・清水・大本特定JV	大成・熊谷・間特定JV
入札参加者 (落札者を除く)	①西松・三井住友・鴻池特定JV ②大成・間・佐藤特定JV ③飛島・竹中土木・日本国土特定JV ④熊谷組・戸田建設・フジタ特定JV	①飛島・竹中土木・青木あすなろ特定JV ②佐藤・大豊・日本国土特定JV ③西松・戸田・フジタ特定JV

② 工事費内訳書の分析について

堤体盛立工事及び原石山材料採取工事のいずれも、当時の資料では、工事費内訳書を分析した結果、各社の価格の同一性や統一性が見られないことから、工事費内訳書からは談合の疑いを確認することができなかったと結論づけている。

このため、残されている資料の範囲内で、

- a) 当時どのような分析項目<sup>6</sup>を設けていたか、また分析項目は現時点のものとは比べて不足はないか
- b) 当時の分析の内容に誤り（計算ミス等）はないか
- c) 現在の知見に基づき改めて当時の工事費内訳書を分析した場合でも、積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実など不自然な点がないか

という観点から改めて検証を行った。

- a) について、現在、工事費内訳書の分析は大きく外形面からの分析と内訳書に掲載されている金額面の分析に分類することができる。当時は、分析の結果のみが本省に報告されることが一般的であったが、胆沢ダム談

<sup>6</sup> チェック項目を公にすることは、談合対策の手の内を見せることになり、談合を行おうとする者による談合隠しを容易にすることから適当ではない。

合情報事案では分析内容が記された文書により本省への報告がなされていたことから、当時の分析内容の記録を確認したところ、堤体盛立工事では、外形面・金額面双方での分析が行われていることが確認できたが、原石山材料採取工事では、外形面での分析を行ったとの記録が確認できなかった<sup>7</sup>。また、当時の記録から確認できた分析項目は、いずれも現在と同様の分析項目であり、特に不足は認められなかった。

b)について、当時の分析記録を元に再度検証を行ったところ、堤体盛立工事では当時の分析内容が記された文書に転記ミスと思われる数値が一か所あったものの結論に影響するものではなく、それ以外はいずれの工事でも分析に大きな遺漏（計算ミス等）は認められなかった。

c)について、残された資料から確認できる範囲内で、現在の分析項目に沿って改めて外形面・金額面からの分析を行った。外形面の分析では、いずれの工事でも残されている資料に限りがあることから確認できない部分があったが、それ以外については、分析項目に沿って分析を行った結果、いずれの工事でも積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実など不自然な点は発見されなかった。

### (3-1-2) 関係者からのヒアリングの結果

#### ① 入札参加者からの事情聴取について

マニュアルでは、談合情報の提供があり、公正入札調査委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札参加者全員に対して事情聴取を行うこととされている。さらに、事情聴取は本局発注工事においては委員会の複数の委員により行うこととし<sup>8</sup>、「事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、1社ずつ面談室等に呼び出し、聴き取りを行うこと」とされている。なお、マニュアルの別紙1は現在以下の3項目が例示されているが、平成6年のマニュアル制定時から基本的に変更はない。

<sup>7</sup>原石山材料採取工事では外形面の分析内容について記録が残されていないが、関係者へのヒアリングでは外形的なチェックも行っていただとのコメントもあったことから、原石山材料採取工事に限って何らチェックが行われていなかったと判断することはできない。

<sup>8</sup>堤体盛立工事及び原石山材料採取工事はいずれも本局発注工事。マニュアルでは、事務所発注工事の場合は、副所長、経理課長等の複数の職員により行うことが定められている。

#### 事情聴取項目（参考例）

1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）等がありますが、そのような事実がありますか。
2. 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。
3. あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。

当時の聴取項目の選定の考え方について、関係者からのヒアリングでは、概ね、談合情報の内容や工事費内訳書の分析内容について直接入札参加者に確認すべき事項がある場合や、本省から特段の指示がある場合には聴取項目を追加し、入札参加者に理由の説明を求めていたが、それ以外の場合にはマニュアルで例示されている3項目に沿って聴取を行うことが一般的であったと回答している<sup>9</sup>。

胆沢ダム談合情報事案については、原石山材料採取工事では、談合情報の内容に下請企業に関する情報も含まれていたことから、本省からの指示を受けてマニュアルに例示する項目に加えて下請企業に関連する質問を追加しているが、堤体盛立工事では、工事費内訳書の分析結果について特段の疑義がなかったことなどから、結果としてマニュアルに定める3項目に沿って事情聴取が行われていた。

また、事情聴取を行うに当たりあらかじめ聴取対象者に対して聴取項目を通知していたかどうかについては、明確に記憶していない者が大半であったが、通知はしていなかったと答える者や、聴取対象者を待合室に集合させる場合でも待合室には職員を待機させていたため、聴取対象者が口裏合わせ等をする余地はなかったのではないかと答える者がいた。

#### ② 公正入札調査委員会について

公正入札調査委員会は、各地方整備局の本局におかれ、総務部長を長とし、契約管理官、技術開発調整官、契約課長、技術管理課長及び入札談合に関する情報等に係る工事を所掌する課の長をもって構成され、談合情報があった場合又は談合疑義事実を得た場合には、ア) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応、イ) その他入札の公正な執行を妨げる恐れがある場合の対応について、調査審議するために置かれ、また随時開催することとされて

<sup>9</sup> 当時の資料から聴取項目を追加した案件があることについては明らかであり、追加した項目について明確な説明が得られないため入札の取りやめに至った案件もあったことについては後述（(3-1-3) ②）参照のこと。

いる（ただし、緊急やむを得ない場合には、書類の回議をもって会議に替えることができる）。

堤体盛立工事では、談合情報を受理し、調査を行うかどうかを審議する時点と、調査の結果、開札をすべきかを判断する時点に加え、事情聴取項目を決定する時点でも委員会が開催されていたが、原石山材料採取工事では、事情聴取項目の決定に当たって委員会を開催したとの記録はなく、ヒアリングでは回議により公正入札調査委員会のメンバー間の意見調整を行っていたのではないかとの回答もあったが、事実関係は確認できなかった。

また、公正入札調査委員会が2件の工事について最終的に開札決定の判断をしたことについては、マニュアルに沿って調査を行った結果、入札続行を危ぶむような具体的な事実が発見されなかったことから、当時の判断としては適切であったと回答する者が殆どであった。

### ③ 公正取引委員会について

公正取引委員会に対しては、マニュアルにおいて、「談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会へ別紙様式1により通報すること。なお、追加談合情報、入札の取りやめの決定又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること」等とされている。

公正取引委員会への報告は速やかに行うものと認識していた者が多く、胆沢ダム談合情報事案でも、公正取引委員会に対してはマニュアルに沿って談合情報の報告等が行われており、報告の手段はファックスにより行っていたとの回答であった。

### ④ 職員の談合への関与の有無

胆沢ダム談合情報事案について捜査機関が談合を摘発したとの事実はないことから、職員による談合への関与行為（いわゆる「官製談合」）の疑いがないかを検証する方法としては、当時の資料で発注者側の関与を疑わせる不自然な点がないかどうかの他は、関係者から直接関与行為があったかどうかを確認することに限られる。残された資料等からは特段、官製談合の事実は確認できていない。

このため、以下の点についてヒアリングにおいて確認をした。

ア) 談合行為の明示的な指示の有無

イ) 受注者に関する意向の表明

ウ) 発注に関する秘密情報の漏洩

エ) 部下等への談合の指示、事業者からの談合の働きかけ



ヒアリングの結果、対象者全員が以上の関与行為を否定した。

また、寄せられた談合情報以外に追加の談合情報があったかどうかや、談合の噂を事業者から聞いたことがあるかどうかについてもヒアリングを行ったが、対象者全員がそのような情報等は聞いたことがないとの回答であった。

### (3-1-3) 胆沢ダム談合情報事案の談合処理に係る関係者の認識等とその評価

胆沢ダム談合情報事案に係る検証、とりわけ工事費内訳書の分析と事情聴取が適切に行われていたかどうか、またこれらの検証結果を踏まえた開札決定の判断が適正に行われていたかどうかについて、以下評価する。

#### ① 工事費内訳書の分析について

入札参加者から提出された資料が一部残っていないなどの限界はあり、可能な範囲での検証作業にならざるを得ない側面はあるが、(3-1-1) ②の結果から判断すると、当時の分析内容について特段の疑義はなく、また残された資料に基づき現時点で改めて検証した結果を見ても、工事費内訳書の分析からは談合を疑わせる事実を確認できなかったことから、当時の結論は妥当であったと判断することができる。

なお、工事費内訳書については、東北地方整備局においては分析の所見について分析項目ごとに逐一明記しないことが一般的であったが、胆沢ダム談合情報事案についてはいずれも分析内容について分析項目ごとの評価結果を作成しており、工事費内訳書についてはより丁寧な分析が行われていたと判断することも可能である。

工事費内訳書には各社の入札価格や入札参加者の積算の内訳が明記されており、談合が行われていたかどうかを把握する上では最も重要な情報源の一つであることから、今後とも談合疑義事案の調査に当たっては、入念に工事費内訳書の分析を行う必要があることは言うまでもない。

#### ② 事情聴取について

胆沢ダム談合情報事案に係る事情聴取項目の決定については(3-1-2) ①に整理したとおりであるが、事情聴取について3項目のみで十分と考えていたかどうかについては、当時の本省担当者からは、マニュアルで定めた事情聴取項目はあくまで例示に過ぎず、「契約課長会議で、マニュアルの質問事項にとらわれることなく、工夫して対応するように連絡していた

記憶がある」という回答もあったが<sup>10</sup>、当時の地方整備局の担当者からは、入札参加企業の責任のある者<sup>11</sup>から「談合をしていない」という発言を引き出すことにむしろ意味があるという趣旨の回答もあった。マニュアル例示の3項目のみで事情聴取を行えば、事業者に否定されるだけの結果になることは容易に予測できることであるが、このような回答を踏まえると、談合が行われていたかどうかを出来る限り見極めるため、個々の案件に応じて不断に聴取内容を工夫していくという意識よりも、誓約書を取るための手段として実施していたと批判されてもやむを得ない側面がある。

また、堤体盛立工事では複数の実名を名乗る情報提供者から数次にわたり落札者名に係る談合情報が提供されていたことから、例えば情報提供者からより詳細な情報を入手した上で、落札者名に関する情報について事情聴取で確認することにより情報の信憑性を判断する材料とすることもあり得たのではないかと思われる。実際、原石山材料採取工事では談合情報に含まれる下請企業に関する情報について事情聴取で確認している一方で、堤体盛立工事に係る事情聴取では、例えば寄せられた談合情報の内容に即してその真偽を確かめるなどの対応もなされていなかったことについては、不十分であったと評価せざるを得ない。

なお、平成16年度に東北地方整備局に寄せられた談合情報案件20件のうち3件は、工事費内訳書の分析で疑義があった点について事情聴取で確認し、疑問を払拭するに足りる十分な説明が得られなかったことから入札を取りやめている。このように、工事費内訳書の分析などにより疑念がある場合には、その内容について確認するための機会として事情聴取が有効に活用されていたと認められ、当時の事情聴取が全て形式的になされていたとの見方は適当ではない。

また、平成17年度以降の東北地方整備局における談合情報処理では、3項目のみで事情聴取を行っている事例は認められず、現在では数十項目程度にわたって行われており、事情聴取に対する取り組みは年々深化していると言える。

### ③ 開札決定に至る判断について

胆沢ダム談合情報事案の開札決定について、ヒアリング対象者の意見を総合すると、談合情報の処理に当たっては入札継続を優先するという認識はなく、マニュアルに定められた手続に従って調査を尽くすという認識を持っており、疑義がある場合には入札を取りやめていたが、胆沢ダム談合

<sup>10</sup> 当時の契約課長会議の資料からはそのような事実が確認できないため、口頭で指示されていた可能性もある。

<sup>11</sup> マニュアルでは、「事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結件を有する者又はそれに準ずる者」となされている。

情報事案については、事情聴取で各者とも談合行為を否定したことや、工事費内訳書を分析しても各者間で積算情報を交換するなど疑わしい点は確認できなかったため、公正入札調査委員会において「談合の事実があったとは認められない」と判断し、開札を決定しており、当時の判断は適切なものであるという認識で共通していたと整理できる。

しかし、例えば胆沢ダム本体に関連する大型発注工事において短期間に2件続けて談合情報が寄せられたこと、原石山材料採取工事は下請企業も含めた談合情報であったこと、さらにはいずれも開札前に落札者名を言い当てていることなど特徴的な事情があるにも関わらず、こうした事情は最終的な判断に当たって考慮されるべきものという認識はなく、あくまでも事情聴取や工事費内訳書の調査の結果、「談合の事実があったと認められるかどうかによって開札決定の判断をしていたと多くの者が回答した。

このような認識は胆沢ダム談合情報事案に特有のものではなく、むしろ当時の一般的な考え方であったと考えられ、その意味では、胆沢ダム談合情報事案の取り扱いは当時としては標準的な取り扱いであったと言えるが、マニュアルの手続が設けられた本来の目的を十分果たしたものとは言い難い。

次に、現時点での談合情報に対する認識との比較をする。

談合の結果、非効率な発注が行われ、国民の税金が浪費されることはあってはならないことであり、発注者として可能な範囲で談合を未然に防止する責務があるのは当然である。とりわけ胆沢ダム談合情報事案のような大型発注工事で談合が行われた場合には、公共工事への国民の信頼の失墜、経済的損失などの影響は極めて大きい。

このため、外部から談合情報が寄せられた場合には、情報の信憑性の慎重な確認、事情聴取、入札データ等について入念な調査・検討を行う必要があることは言うまでもないが、調査の結果、仮に談合を疑わせる事実が確認できない場合であっても、談合はないと確信できなければ、円滑な事業執行に努める発注者の責務として事業スケジュールへの影響や入札参加者に対する説明責任等について考慮しつつ、慎重を期して入札を取り止めることも選択肢として検討する必要がある。

翻って、胆沢ダム談合情報事案については、このような検討がなされていたことは確認できず、(3-1-1)及び(3-1-2)の調査の結果知り得た事実をもって「談合の事実があったとは認められない」と判断しており、現在との比較でいえばなお慎重に検討する余地があったと評価せざるを得ない。

当時と現在のこのような認識の差は、平成 17 年度以降、橋梁談合や水門談合など国が発注する公共事業で相次いで談合事案が摘発されたことを踏まえ、談合防止に対する取り組みが順次強化されてきたことによる影響が大きい。この点を裏付けるように、下表の通り、談合情報事案のうち入札取り止めに至る割合は平成 17 年度以降は顕著に増加している。

談合情報の処理件数

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
受理件数	82	94	91	104	56	42	24	493
取り止め件数	6	11	24	33	15	26	17	132
割合	7.3%	11.7%	26.4%	31.7%	26.8%	61.9%	70.8%	26.8%

対象は地方整備局（港湾空港関係を除く）、国土地理院及び国土技術政策総合研究所発注の工事及び業務  
20 年度の談合情報には、東北地方整備局発注の発注者支援業務を除いている。  
速報値のため、件数が増減になることがある。

#### ④ その他の留意すべき事項

##### ア) 談合情報の処理手続

(3-1-2) ②のとおり、原石山材料採取工事では事情聴取項目を決定する際に公正入札調査委員会が開催されたかどうかは確認できなかった。そもそも事情聴取は入札参加者から直接説明をうけることができる唯一の機会であり、聴取項目を決定する場合には、談合の疑義を確認する上で必要かつ十分なものとなっているかどうか、公正入札調査委員会のメンバーによって十分に検討がなされ、かつ共有されるべきである。

次に、当時の認識として、「談合情報が寄せられた場合、入札の継続を優先し、事情聴取等は形式的に行えば足りるという雰囲気はなかったか」という質問に対して、回答者全員がそのような雰囲気はなかったとしている。発注者は公正な入札の執行と円滑な事業の執行の両方に大きな責任を有していることから、公正入札調査委員会も入札契約部局の関係者と事業関係部局の関係者から構成されているが、いずれも内部の職員であり、今後いずれかの立場が優先されることがないとも限らない。このため、談合情報が寄せられた案件について入札続行の判断をする際には外部の有識者の意見を聴取し、公正かつ客観的な立場からその妥当性を確認する仕組みに改めるべきである。

##### イ) 公正入札調査委員会等に係る資料の保存

公正入札調査委員会については開催の事実は記録として残されているが、委員会でどのような資料に基づき、どのような審議が行われたか

については記録が残されていなかった。

過去の談合情報事案について、どのような情報に基づき、どのような分析・判断・処理を行ったかは、当該案件の検証を行う場合はもちろん、以後の類似案件の対応に当たっての有用な参考資料となるものであり、関連資料についての保存を徹底すべきである。

#### ウ) 事情聴取の方法

(3-1-3) ②のように、工事費内訳書について特段の疑義がなければ事情聴取で工事費内訳書の内容については確認をしないことが一般的であったが、特段の疑義がない場合でも積算の考え方等を入札参加者に確認することにより、談合の端緒が露呈することも期待され、近年ではそのような形で事情聴取が行われることが一般的である。また、現在のマニュアルでは、運用実態と異なり、事情聴取後に工事費内訳書の分析を行うこととしている。

このため、工事費内訳書の分析結果に疑義がない場合でも積算の考え方等について聴取するよう徹底するとともに、工事費内訳書の分析後に事情聴取を行うようマニュアルを改正すべきである。

また、事情聴取をする際にも、聴取対象者が口裏合わせをすることがないように、その方法を工夫すべきである。

#### エ) 談合情報の信憑性の確認

堤体盛立工事では、実名の情報提供者が自らの連絡先を伝えただけで、数次にわたって連絡をしていたが、発注者側から直接接触し、さらに詳細な情報を入手しようとすることはなかった。また、現行のマニュアルでは、談合情報の情報提供者については、可能な限り身元、氏名等を確認することとされているが、身元、連絡先等が明らかな場合に、情報提供者と直接接触すべきかどうかについては定められていない。

談合があったかどうかを判断する場合に、情報の信憑性の判断は極めて重要であり、情報提供者の身元等が明らかで、情報内容について確認すべき内容があるような場合には、可能な範囲で情報提供者との接触に努めるべきである。

#### オ) 事後的に検証が可能な情報の取り扱い

原石山材料採取工事では下請企業に関する情報提供があったが、元請との契約締結後に談合情報で指摘された下請企業が入ったことを確認したかどうか記憶している者はおらず、仮に談合情報通りの下請企業が

入ったことを確認したとしても再調査を行うという意識は少なかったとの回答があった。

しかし、情報通りの下請企業が入った場合には、契約締結後に再度事情聴取を行うことなどにより、談合情報の信憑性を確認することが可能となることから、契約締結後でも談合情報に関連する情報収集に努め、端緒が確認できた場合には再調査を行うべきである。

#### カ) 公正取引委員会への通報等

(3-1-2) ③の通り、胆沢ダム談合情報事案の公正取引委員会への通報はファックスによって行われていたが、一方的な情報提供に終わることがないように公正取引委員会との連絡調整は緊密に行うべきであり、公正取引委員会への通報に際しては、直接公正取引委員会に報告し、以後、調査の状況に応じて適切な方法により連絡を行うべきである。

なお、独占禁止法に違反する談合行為のみならず、刑法に定める競売等妨害罪による談合行為についても談合防止に向けた取り組みを強化する観点から、公正取引委員会と同様、新たに警察庁との連携体制を構築すべきである。

## 第2節 ハッ場ダム発注案件の検証結果

### (3-2-1) 対象案件に係る落札率等の調査

一般的に、入札談合は、受注価格の低落防止等を目的として、入札談合に参加する事業者間の相談によってあらかじめ落札予定者を決定し、落札予定者以外の入札参加者が形式的な入札、例えば、当該落札予定者よりも高値での入札等を行い協力して予定通りの結果を招来させようと画策するものである。

そのため、第二章第2節(2-2-3)のとおり、

- ① 同時期に発注された内容が類似する複数の工事又は業務の件数、並びに当該案件における予定価格内1者及び落札率の状況
- ② 複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の工事又は業務の件数、並びに当該案件における予定価格内1者及び落札率の状況
- ③ 入札者が1者であった工事又は業務の件数、及び当該案件における落札率の状況
- ④ 一位不動であった工事又は業務の件数、及び当該案件における落札率の状況

について調査し、それらのうちから落札率が著しく高いなど談合疑義の観点から特に詳細な調査を行う必要があると認められた案件(31件、抽出案件一覧表を参照<sup>12)</sup>)について、さらに工事費内訳書等の分析を実施した。

なお、ハッ場ダム発注案件においては、外部からの談合情報がなく、対象案件も膨大であることから、談合疑義の観点からの調査を効率的に実施するため、入札談合を目論む者にとって比較的受注調整が実施し易いと推察される案件等を想定した上での調査であるため、上記①から④のような場合であっても必ずしも入札談合があったといえるわけではないことには留意が必要である。

---

<sup>12</sup> 当該31件の落札業者(重複を除き19社)の多くが群馬県内に本店を有する中小・中堅事業者(一般土木工事の業者等級がC又はDの事業者[22年6月16日時点])である。

(抽出案件一覧表 (その1))

No	分類	件名	種別	契約日	落札金額 (円)	落札率 (%)	落札業者
1	同時期 類似①	付替国道145号3号橋下部(A2) 工事	一般 土木	H19.2.20	47,000,000	98.51	林建設工業 ㈱
2		付替国道145号3号橋下部(P4) その2工事	一般 土木	H19.2.21	59,000,000	98.51	萬屋建設㈱
3	同時期 類似②	上湯原地区流路工(R-13)工事	一般 土木	H20.2.8	257,000,000	96.12	岩崎工業㈱
4		上湯原地区流路工(R-14)工事	一般 土木	H20.2.8	145,000,000	97.83	岩澤建設㈱
5	同時期 類似③	温井沢流路工(その2)工事	一般 土木	H21.2.5	55,000,000	97.62	中島建設㈱
6		三平地区流路工工事	一般 土木	H21.2.12	210,000,000	96.27	関東建設工 業㈱
7	同時期 類似④	付替国道145号(川原畑地区その 1)改良他工事	一般 土木	H21.9.25	205,000,000	98.17	宮下工業㈱
8		付替国道145号(川原畑地区その 2)改良他工事	一般 土木	H21.9.24	249,000,000	99.20	池原工業㈱
(平均)					153,375,000	97.78	

(抽出案件一覧表 (その2))

No	分類	件名	種別	契約日	落札金額 (円)	落札率 (%)	落札業者
9	継続的 同種①	H20ハッ場ダム(横壁・川原湯地 区外)管内整備工事	維持 修繕	H20.5.14	14,500,000	99.72	㈱シノ
10		H20ハッ場ダム(横壁・川原湯地 区外)管内整備(その2)工事	維持 修繕	H20.11.12	13,000,000	89.10	㈱シノ
11		H21ハッ場ダム右岸地区管内整備 工事	一般 土木	H21.4.23	13,500,000	92.21	㈱シノ
12		H21ハッ場ダム右岸管内整備(そ の2)工事	一般 土木	H21.12.22	14,200,000	97.53	㈱シノ
13	継続的 同種②	H20ハッ場ダム(長野原・林・川 原畑地区)管内整備工事	維持 修繕	H20.5.13	14,200,000	97.19	中島建設㈱
14		H20ハッ場ダム(長野原・林・川 原畑地区)管内整備(その2)工事	維持 修繕	H20.10.6	14,600,000	95.55	中島建設㈱
15		H21ハッ場ダム左岸地区管内整備 工事	一般 土木	H21.4.22	14,200,000	96.99	中島建設㈱
16		H21ハッ場ダム左岸地区管内整備 (その2)工事	一般 土木	H21.12.9	14,200,000	98.13	中島建設㈱
17	継続的 同種③	H20ハッ場ダム(横壁・川原湯地 区外)管内除草工事	維持 修繕	H20.6.4	15,400,000	96.92	㈱シノ
18		H21ハッ場ダム右岸地区管内除草 工事	一般 土木	H21.4.23	15,000,000	94.22	㈱シノ
19	継続的 同種④	H20ハッ場ダム(長野原・林・川 原畑地区)管内除草工事	維持 修繕	H20.6.4	20,000,000	96.81	中島建設㈱
20		H21ハッ場ダム左岸地区管内除草 工事	一般 土木	H21.4.24	19,700,000	94.99	中島建設㈱
(平均)					15,208,333	95.78	



(抽出案件一覧表 (その3))

No	分類	件名	種別	契約日	落札金額 (円)	落札率 (%)	落札業者
21	1者 入札	県道林・吾妻線2号橋下部(P2)工事	一般 土木	H18.3.2	560,000,000	98.34	りんかい日 産建設(株)
22		町道新井横谷松谷線改良工事	一般 土木	H20.2.26	132,000,000	99.36	池下工業(株)
23		町道5284号線(岡原地区)新設工 事	一般 土木	H20.10.1	152,000,000	97.74	岩崎工業(株)
24		県道林・岩下線三島橋上部工事	鋼橋 上部	H20.10.23	52,000,000	99.81	冬木工業(株)
25		H20打越沢粗造成工事	一般 土木	H21.1.30	163,000,000	99.90	(株)林土木
26		県道林・長野原線楡木沢橋下部工事	一般 土木	H21.2.9	215,000,000	98.71	吉澤建設(株)
27		付替国道145号(上ノ平地区その 4)改良他工事	一般 土木	H21.10.2	148,000,000	98.79	美才治・エヌ ピーJV
28		H21大沢地区代替地整備工事	一般 土木	H21.10.13	265,000,000	97.92	小林建設工 業(株)
(平均)					210,875,000	98.82	

\* 1者入札は、上記8件のほか、No4、No7及びNo8の3件がある(合計11件)。

(抽出案件一覧表 (その4))

No	分類	件名	種別	契約日	落札金額 (円)	落札率 (%)	落札業者
29	一位 不動	H17須川橋改築工事	一般 土木	H17.9.27	305,000,000	98.30	小田急建設 (株)
30		東貝瀬地区造成工事	一般 土木	H18.11.10	78,000,000	98.44	高山林業(株)
31		付替国道145号(中村地区)改良 工事	一般 土木	H21.3.2	209,000,000	99.30	塚本建設(株)
(平均)					197,333,333	98.68	

\* 一位不動は、上記3件のほか、No9、No21、No24、No25及びNo26の5件がある(合計8件)。

### (3-2-2) 調査方法

上記(3-2-1)により抽出した案件について、現に保存されている資料に基づき次に掲げる調査を行った。

#### ① 工事費内訳書の分析

発注機関が行った積算と各社の工事費の積算内容を比較しそのバラツキを確認するなど、複数のチェック項目から検証することによって入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実がないかを調査した。

#### ② 技術提案書の分析

各社から提出された技術提案書を比較し、入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実がないかを調査した。

#### ③ その他

ハッ場ダム工事事務所管内の他の案件への参加状況などの背景を調査した。

### (3-2-3) 調査結果

#### ① 同時期に発注された内容が類似する複数の案件

対象案件について、発注時期、工事内容、施工箇所等の観点から、入札日が同日ないし近接時期であった内容が類似する案件を分類したところ、135グループ・395件となった。

これらについて、仮に、入札談合が行われたとした場合の典型として、事前の調整で落札予定者となっている者が相対的に低い価格の入札を行い、これに協力する他の参加者は相対的に高い価格の入札を行う又は辞退する状況を想定し、グループを構成するすべての案件で予定価格を下回る入札者が1者であったものを抽出したところ14グループ・39件となり、これらのうち工事費内訳書の分析が可能なものであって落札率が高いもの4グループ・8件(抽出案件一覧表No1～No8)を抽出し、更に詳細な調査を行うべく工事費内訳書等の分析を行った。

##### (①-i) 工事費内訳書の分析

参加者の提出した工事費内訳書を発注機関の行った積算(工事の施工に要する標準的な経費、要すれば予定価格の積算。以下同じ。)と

比較した<sup>13</sup>ところ、

- No1～No8のいずれにおいても、工事価格に対する各積算項目の構成比率<sup>14</sup>が発注機関の行った積算と著しく乖離するような不自然・不適切な積算は認められなかったこと

また、複数の参加者から内訳書が提出されている案件（No1、No2及びNo4～No6）について各社間の比較を行った結果、

- No1（全49項目<sup>15</sup>）の積算において、岩井建設(株)、林建設工業(株)及び萬屋建設(株)の間で計2項目の一致が見られたが、見積参考資料として内容と数量を提示しており、公表されている労務費より算出が可能なため特に不自然さはないこと
- No2（全29項目）の積算において、岩井土建(株)及び萬屋建設(株)の間で計2項目、(株)武藤組、岩井土建(株)及び萬屋建設(株)の間で計2項目の一致が見られたが、公表されている材料単価より算出が可能なものや、見積参考資料として内容と数量を提示しており、公表されている労務費より算出が可能なため特に不自然さはないこと
- No4（全103項目）の積算において、岩澤建設(株)及び岩崎工業(株)の間で計7項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと
- No5（全212項目）及びNo6（全254項目）の積算においては参加者間で金額の一致が見られなかったこと

など、外形面における共通性や金額面における一定の法則性など入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に積算しているものと認められた。

#### (①－ii) 技術提案書の分析

参加者の提案内容（簡易な施工計画として、周辺環境へ配慮すべき事項、他工事との調整又は安全管理に留意すべき事項に係る提案を求めていた。）を確認したところ、

- 各社間で体裁、記載誤り箇所等の一致がないこと
- 各社とも入札説明書で発注機関から示された事項を踏まえた提案がなされていること

<sup>13</sup> 積算体系における7階層（レベル0～レベル6）のうち、工事を構成する基本的な単位区分（細別（レベル4））にまで細分化した上での比較。

<sup>14</sup> 積算体系において、一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の単位（工種（レベル2））での比較。

<sup>15</sup> 直接工事費を細別まで、共通仮設費を種別（レベル3）まで細分化した場合における、工事価格の構成項目の数である。なお、計上方法は、例えば、種別が1つの細別で構成される場合（よって、計算上当然に金額が一致する場合）であっても、それぞれ1項目としている。

また、複数の参加者から提案書が提出されている4件について各社間の比較を行った結果、

- 1件目においては、周辺環境へ配慮すべき事項として、ある社は工事現場の美化に係わる工夫等を提案し、別のある社は騒音等の緩和に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は地元住民等や自然環境に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、また別のある社は現場作業員の業務等に係わる工夫等を提案し、加えて別のある社は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案し、最後に別のある社は鉄道施設に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 2件目においては、安全管理に留意すべき事項として、一方は現場作業員の業務等に係わる工夫等を提案し、他方は工事現場内の施設に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 3件目においては、他工事との調整として、ある社は建設機械の運行に係わる工夫等を提案し、別のある社は建設機械の装備に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は現場作業員の業務等に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 4件目においては、他工事との調整として、一方は工事関係者間の調整の方法に係わる工夫等を提案し、他方は工事中道路に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること

など、外形面・内容面における共通性など入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に提案書を作成しているものと認められた。

#### (①－iii) その他

無効の入札<sup>16</sup>があった案件において入札が無効とされた者（No1の萬屋建設㈱及びNo4の岩崎工業㈱）については、同時期の類似工事（前者はNo2、後者はNo3）に同一の配置予定監理技術者をもって入札しており、当該他の案件を先に落札した結果当該技術者を配置できなくなったことにより入札無効になっていることが確認できた。<sup>17</sup>

<sup>16</sup> 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第76条に基づき、競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札（あらかじめ入札説明書において参加者に明示）などに該当した場合は、当該入札者の入札は無効として取り扱うこととなっている。

<sup>17</sup> 建設業法第26条第3項等により、国又は地方公共団体が発注する工事（土木一式の場合は請負代金額2,500万円以上）においては、工事現場毎に専任の監理技術者等を配置しなければならないため、入札説明書において、参加者に対し、他の案件を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札書の提出期限前であれば競争参加資格申請書を取下げるとともに入札を行わないよう、また、入札書の提出期限後から落札者決定前であれば直ちにその旨連絡するよう求めている（なお、これらの申出に基づき、期限前であれば入札辞退、期限後であれば入札無効と取り扱っている）。なお、No1の萬屋建設㈱及びNo4の岩崎工業㈱は入札書の提出期限後に他の案件を落札したケースであるため後者に該当する。

#### (①－iv) 総括

上記(①－i)から(①－iii)を総合的に勘案した結果、確認できた範囲では、いずれの案件においても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実は認められなかった。

#### ② 複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の案件

対象案件について、工事内容、施工箇所等の観点から、複数年度に渡って継続的に発注している同種案件を分類したところ、38グループ・352件となった。

これらについて、仮に、入札談合が行われたとした場合の典型として、事前の調整で落札予定者となっている者が継続的に同種の工事を受注し、これに協力する他の参加者は相対的に高い価格の入札を行う又は辞退する状況を想定し、受注業者に変動がなく、かつ、予定価格を下回る入札者が1者であることが3箇年程度連続するものを抽出したところ4グループ・15件となった。このうち、参加者に工事費内訳書の提出を求めていなかった平成19年度の3件(それぞれ、No9～No12、No13～No16及びNo19～No20と同種の案件)を除外した12件(抽出案件一覧表No9～No20)について更に詳細な調査を行うべく工事費内訳書等の分析を行った。

#### (②－i) 工事費内訳書の分析

参加者の提出した工事費内訳書を発注機関の行った積算と比較したところ、

- No9～No20のいずれにおいても、工事価格に対する各積算項目の構成比率が発注機関の行った積算と著しく乖離するような不自然・不適切な積算は認められなかったこと

また、複数の参加者から内訳書が提出されている案件(No9、No10、No13、No14、No17及びNo19)について各社間の比較を行った結果、

- No9(全39項目)の積算において、(株)シノ、池原工業(株)及び吉澤建設(株)の間で計2項目の一致が見られたが、見積参考資料として内容と数量を提示しており、公表されている労務費より算出が可能なたため特に不自然さはないこと
- No10(全39項目)の積算においては参加者間で金額の一致が見られなかったこと

- No13（全38項目）の積算において、中島建設㈱及び吉澤建設㈱の間で計5項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと（なお、他の参加者である池原工業㈱との一致は見受けられない）
- No14（全37項目）の積算において、中島建設㈱及び吉澤建設㈱の間で計2項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目であり特に不自然さはないこと
- No17（全13項目）の積算において、吉澤建設㈱及び池原工業㈱の間で計1項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目であり特に不自然さはないこと（なお、他の参加者である㈱シノとの一致は見受けられない）
- No19（全13項目）の積算において、中島建設㈱及び吉澤建設㈱の間で計1項目、吉澤建設㈱及び池原工業㈱の間で計1項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目であり特に不自然さはないこと

など、外形面における共通性や金額面における一定の法則性など入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に積算しているものと認められた。

#### （②－ii）技術提案書の分析

参加者の提案内容（簡易な施工計画として、周辺的生活環境への配慮に係る提案を求めている。）を確認したところ、

- 各社間で体裁、記載誤り箇所等の一致がないこと
- 各社とも入札説明書で発注機関から示された事項を踏まえた提案がなされていること

また、複数の参加者から提案書が提出されている6件について各社間の比較を行った結果、

- 1件目においては、周辺的生活環境への配慮として、ある社は地元住民等に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は騒音等の緩和に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は安全管理の強化に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 2件目においては、周辺的生活環境への配慮として、一方は地元住民等に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、他方は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案するなど、各社毎

の工夫が見受けられること

- 3件目においては、周辺的生活環境への配慮として、ある社は地元住民や自然環境に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は民家等の安全確保に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は騒音等の緩和に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 4件目においては、周辺的生活環境への配慮として、一方は民家等の安全確保に係わる工夫等を提案し、他方は騒音等の緩和に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 5件目においては、周辺的生活環境への配慮として、ある社は地元住民等に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は建設機械の運転方法に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は工事の施工時期に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 6件目においては、周辺的生活環境への配慮として、ある社は地元住民等に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は自然環境の保全に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は建設機械の運転方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること

など、外形面・内容面における共通性など入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に提案書を作成しているものと認められた。

#### (2)－iii) その他

辞退のあった案件はなかった。なお、12件中6件が1者入札であったため、特定の事業者が継続的に受注していることについて、事務所にヒアリングをしたところ、

- 管内整備工事（除雪、舗装修繕等）及び管内除草工事は、気象状況、事故の発生、苦情の申出等により、発注者から突発的な対応を求められることが多く、工事の施工箇所が点在し、また請負金額も少額である

などの理由で、地理的に利点のある地元事業者や、同種工事の受注経験がある事業者以外は入札への参加を敬遠している可能性が考えられるとのことであり、必ずしも不自然とは言いきれない要因があることが認められた。

#### (2-iv) 総括

上記(2-i)から(2-iii)を総合的に勘案した結果、確認できた範囲では、いずれの案件においても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実は認められなかった。

#### ③ 入札者が1者であった案件

対象案件について、落札者が決定した時点の入札における入札者が1者であったものを抽出したところ、当初から参加者が1者のみであったものが33件、当初は複数の者が参加したものの辞退によって入札者が1者となったものが22件、合計で55件となった。これらについて、複数の者が参加した案件のうち工事費内訳書の分析が可能なものであって特に落札率が高いもの(97%超)8件を抽出(抽出案件一覧表No21~No28)し<sup>18</sup>、工事費内訳書等の分析を行った。

#### (3-i) 工事費内訳書の分析

参加者の提出した工事費内訳書を発注機関の行った積算と比較したところ、

- No21~No28のいずれにおいても、工事価格に対する各積算項目の構成比率が発注機関の行った積算と著しく乖離するような不自然・不適切な積算は認められなかったこと

また、複数の参加者から内訳書が提出されている案件(No21、No24及びNo25。これらは、再度入札において辞退者が出たことによる一者入札であるため、入札参加者間の内訳書の比較が可能である。)について各社間の比較を行った結果、

- No21(全52項目)の積算において、(株)ピーエス三菱及び(株)加藤建設の間で計1項目、りんかい日産建設(株)及び大木建設(株)の間で計2項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目であり特に不自然さはないこと
- No24(全59項目)の積算において、冬木工業(株)及び(株)角藤の間で計1項目の一致が見られたが、市販されている書籍(『建設物価』)に記載されている単価等を用いており特に不自然さはないこと
- No25(全31項目)の積算において、(株)林土木及び吉澤建設(株)の間で計3項目、(株)林土木、吉澤建設(株)及び小林建設工業(株)の間で1項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な

<sup>18</sup> なお、これら8件のほかNo4、No7及びNo8がある(合計11件)。



項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと  
など、外形面における共通性や金額面における一定の法則性など入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に積算しているものと認められた。

### (③－ii) 技術提案書の分析

参加者の提案内容（簡易な施工計画として、工事全般の施工計画、周辺の生活環境への配慮、場所打ちボックスカルバートのコンクリートのひび割れ抑制対策、高所作業における安全管理、土砂運搬時の安全対策、場所打ち橋台・橋脚コンクリートのひび割れ抑制対策、又は周辺環境への配慮に係る提案を求めている。）を確認したところ、

- 各社間で体裁、記載誤り箇所等の一致がないこと
- 各社とも入札説明書で発注機関から示された事項を踏まえた提案がなされていること

また、複数の参加者から提案書が提出されている8件について各社間の比較を行った結果、

- 1件目においては、工事全般の施工計画として、ある社は鉄道施設に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、別のある社は掘削時の周辺施設への配慮に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は施工の確実性に関する対策に係わる工夫等を提案し、また別のある社は安全管理の強化に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 2件目においては、周辺の生活環境への配慮として、一方は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案し、他方は建設発生土の運搬方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 3件目においては、場所打ちボックスカルバートのコンクリートのひび割れ抑制対策として、ある社は打設方法に係わる工夫等を提案し、別のある社は現場作業員の指導に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は工程管理に係わる工夫等を提案し、また別のある社はコンクリートの温度管理に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- 4件目においては、高所作業における安全管理として、一方は現場作業員の指導に係わる工夫等を提案し、他方は施工方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること

- 5件目においては、土砂運搬時の安全対策として、ある社は建設機械の保守に係わる工夫等を提案し、別のある社は建設機械の運転手の選定に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案し、また別のある社は建設機械の運行に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
  - 6件目においては、場所打ち橋台・橋脚コンクリートのひび割れ抑制対策として、一方は施工方法や検査方法に係わる工夫等を提案し、他方は資材管理に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
  - 7件目においては、周辺環境への配慮として、一方は騒音状況の把握に係わる工夫等を提案し、他方は建設機械による施工方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
  - 8件目においては、周辺環境への配慮として、ある社は地元住民等の通行の安全確保に係わる工夫等を提案し、別のある社は工程管理の工夫や自然環境に対する作業実施上の配慮に係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は建設機械の選定に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること
- など、外形面・内容面における共通性など入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に提案書を作成しているものと認められた。

### (③－iii) その他

- 辞退のあった案件の辞退者について、他の案件への参加状況等を確認したところ次のとおりであった。
- No21の辞退者（㈱ピーエス三菱、㈱加藤建設及び大木建設㈱）、No24の辞退者（㈱角藤）及びNo25の辞退者（吉澤建設㈱及び小林建設工業㈱）については、再度入札における辞退であることが確認でき、事業者側の都合により初度入札で提示した入札価格を下回る価格を提示することが困難であった可能性があることが認められた。
  - No28の辞退者（中澤・佐藤JV）については、入札手続きが並行していた他の案件<sup>19</sup>に同一の配置予定監理技術者をもって入札し、当該他の案件を落札したことによりNo28を辞退したことが認められた（ある案件を落札した場合は配置予定監理技術者が重複する他

<sup>19</sup> 「二社平地区代替地整備工事」（21年9月4日契約締結）

の入札の辞退が必要となることは前述<sup>20</sup>の通り。)

#### (③－iv) 総括

上記(③－i)から(③－iii)を総合的に勘案した結果、確認できた範囲では、いずれの案件においても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実は認められなかった。

#### ④ 一位不動産であった案件

対象案件について、一位不動産であったものを抽出したところ46件となった。これらのうち工事費内訳書の分析が可能なものであって特に落札率が高いもの(97%超)3件を抽出(抽出案件一覧表No29～No31)<sup>21</sup>し、工事費内訳書等の分析を行った。

#### (④－i) 工事費内訳書の分析

参加者の提出した工事費内訳書を発注機関の行った積算と比較したところ、

- No29～No31のいずれにおいても、工事価格に対する各積算項目の構成比率が発注機関の行った積算と著しく乖離するような不自然・不適切な積算は認められなかったこと

また、複数の参加者から内訳書が提出されている案件(No29～No31)について各社間の比較を行った結果、

- No29(全82項目)の積算において、西武建設(株)及び(株)新井組の間で計1項目、古久根建設(株)、株木建設(株)及び(株)新井組の間で計2項目、西武建設(株)及び株木建設(株)の間で計1項目、小田急建設(株)、西武建設(株)及び(株)植木組の間で1項目、小田急建設(株)及び古久根建設(株)の間で2項目、小田急建設(株)、西武建設(株)、古久根建設(株)、(株)植木組、株木建設(株)及び(株)新井組の間で2項目、小田急建設(株)、西武建設(株)、古久根建設(株)、(株)新井組及び井上工業(株)の間で計2項目、(株)植木組及び岩田建設(株)の間で2項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと
- No30(全41項目)の積算において、高山林業(株)及び塚本建設(株)の間で計3項目、塚越土建(株)及び塚本建設(株)の間で計2項目、高山林

<sup>20</sup> 脚注17参照。

<sup>21</sup> なお、これら3件のほかNo9、No21、No24、No25及びNo26がある(合計8件)。

業(株)、田畑建設(株)及び塚本建設(株)の間で計1項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと

- No31（全296項目）の積算において、塚本建設(株)及び関東建設工業(株)の間で計7項目、関東建設工業(株)及び沼田土建(株)の間で計3項目、塚本建設(株)及び沼田土建(株)の間で計13項目、塚本建設(株)、関東建設工業(株)及び沼田土建(株)の間で計3項目の一致が見られたが、公表されている標準歩掛で積算が可能な項目と、参加者に見積参考資料として数量等を提示している項目であり特に不自然さはないこと

など、外形面における共通性や金額面における一定の法則性など入札参加者の間で積算内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に積算しているものと認められた。

#### (4)－ii) 技術提案書の分析

参加者の提案内容（簡易な施工計画として、場所打ち函渠コンクリートのひび割れ抑制対策に係る提案を求めていた。）を確認したところ、

- 各社間で体裁、記載誤り箇所等の一致がないこと
- 各社とも入札説明書で発注機関から示された事項を踏まえた提案がなされていること

また、複数の参加者から提案書が提出されている1件について各社間の比較を行った結果、

- 場所打ち函渠コンクリートのひび割れ抑制対策として、ある社は養生方法に係わる工夫等を提案し、別のある社は打設方法に係わる工夫等を提案し、また別のある社は締固めに係わる工夫等を提案し、さらに別のある社は別の打設方法に係わる工夫等を提案するなど、各社毎の工夫が見受けられること

など、外形面・内容面における共通性など入札参加者の間で提案内容のやりとりがあったことを窺わせる事実は見受けられず、各参加者が独自に提案書を作成しているものと認められた。

#### (4)－iii) その他

辞退のあった案件の辞退者について、他の案件への参加状況等を確認したところ次のとおりであった。

- No29の辞退者（井上工業株）、No30の辞退者（塚本建設株）及びNo31の辞退者（沼田土建株）については、再度入札における辞退であることが確認でき、事業者側の都合により初度入札で提示した入札価格を下回る価格を提示することが困難であった可能性があることが認められた。

#### （④－iv）総括

上記（④－i）から（④－iii）を総合的に勘案した結果、確認できた範囲では、いずれの案件においても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実は認められなかった。

### （3-2-4）まとめ

平成13年度から平成21年度までに契約を締結した八ッ場ダム発注案件（1,007件）を対象に、基礎的な統計分析を行い、談合疑義の観点からの調査として、同時期に発注された内容の類似する複数の案件、複数年度に渡り継続的に発注された内容が同種の複数の案件、入札者が1者であった案件及び一位不動であった案件を分類した後、落札率等を踏まえて抽出した案件について工事費内訳書等の分析を行った結果、いずれの案件についても、入札談合が行われたことを窺わせる明らかな事実を確認することはできなかった。

しかしながら、発注者としては、引き続き、入札談合の未然防止に不断の努力を行うべきであり、胆沢ダム談合情報事案のように入札談合に関する情報がない場合であっても、入札談合を窺わせる不自然な兆候がないかどうかを把握するため、入札参加者が提出した工事費内訳書の内容等の分析をこれまで以上に徹底することが必要であり、また、入札談合を窺わせる不自然な兆候が認められた場合には、厳格に対処すべきである。このため、以下の点に留意すべきである。

#### ① 談合疑義事実の調査基準の見直し

八ッ場ダム発注案件については、外部からの談合情報がなかったこともあり、予定価格に対する入札価格の割合（入札率<sup>22</sup>）等の観点で入札談合の疑いがあるかを検討した形跡がなかった。このため、今後は、職員が個々の案件について公正入札調査委員会への付議を検討するに際し、入札率等の観点が含まれるよう、談合疑義事実の調査基準を見

<sup>22</sup> 落札した場合の落札率に相当するものである。

直すべきである。

② 談合疑義事実に係る資料の適切な保存

今回の調査に際しては、資料や電子データのすべてが残されているわけではなかった。このため、上記①の検討や、談合疑義事実が把握された場合におけるその後の対応過程（工事費内訳書の分析結果、公正入札調査委員会の審議内容、事情聴取の結果等）については、事後的なチェックにも活用できるよう、処理過程に係る文書化を徹底するとともに、これを適切に保存すべきである。

③ 公正取引委員会及び警察との連携強化

入札談合の未然防止を徹底するため、発注機関による取り組みのほか、公正取引委員会との連携についてもこれを更に強化するとともに、公正取引委員会と同様、新たに警察との連携体制を構築すべきである。

④ その他留意事項

胆沢ダム談合情報事案の検証結果を踏まえて見直すべきとされた談合処理体制を踏まえ、談合疑義事実を得た場合の対応についても所要の見直を行うべきである。

## 第四章 談合処理体制の見直し

### 1. 談合情報等の処理体制の強化

発注者は談合の防止のみならず事業の円滑な執行という責任も担っており、談合疑義事案の処理に当たっては、こうした責任を十分に考慮しながら慎重に検討を進める必要がある。このため、外部から談合情報が寄せられた場合には、速やかに契約権限を有する地方整備局長（事務所発注の場合は事務所長）に報告し情報の確実な共有を図るとともに、公正入札調査委員会が入札の続行を判断する場合には、より客観的かつ公正な判断を期するため、あらかじめ局長が指名する入札監視委員会の複数の委員の意見を聴取することとする。

また、入札の続行又は取りやめを判断する場合にはあらかじめ大臣官房地方課に協議する旨、マニュアルに明記する。

### 2. 事情聴取等の充実

#### （1）公正入札調査委員会による事情聴取項目の決定等

談合疑義事案に係る事情聴取項目の決定に当たっては、公正入札調査委員会での審議（回議を含む。）を徹底するため、公正入札調査委員会の調査審議事項に事情聴取項目の決定を明記する。

また、外部から談合情報が寄せられた場合には、公正入札調査委員会を必ず開催し、情報の信憑性等について審議することを改めて徹底する。

#### （2）工事費内訳書の内容についての事情聴取の徹底

談合疑義事案の処理に当たっては、工事費内訳書の分析結果に係る事情聴取の運用実態を踏まえ、事情聴取を前置するのではなく、工事費内訳書の分析を踏まえた事情聴取を行うようマニュアルの規定を改める。

その際、工事費内訳書の内容に疑義がある場合はもちろん、特段の疑義がない場合でも事情聴取において積算の考え方等について説明を求めるようマニュアルに明記する。

#### （3）事情聴取項目例の削除等

マニュアルに記載されている聴取項目はあくまで例示に過ぎず、現在では事案に応じた聴取項目の工夫がなされているが、マニュアルが公表されているため入札参加者が聴取内容を予測することが可能となるとともに、この項目以外は聴取すべきではないといった誤解を与えかねないことから、現在の事情聴取項目例はマニュアルから削除する。また、部内向けに新たに聴取項目例を策定（非開示）した上、調査の内容に応じて随時聴取項目を工夫する旨、マニュアルに明記する。

#### **（４）事業者が口裏合わせをすることが可能となるような聴取方法の廃止**

第三章第 1 節（3-1-2）①の通り、胆沢ダム談合情報事案で事情聴取をする際に、予め聴取対象者を一室に集合させ、事情聴取項目を通知していたとの事実は確認できなかったが、聴取対象者が口裏合わせをする可能性を排除する必要がある。現在、このような対応をとっている地方整備局はないが、誤解を与えかねない不適切な内容であることから、マニュアルから削除する。

#### **（５）入札辞退者に対する事情聴取**

現在、入札を辞退する場合には辞退届の提出を求めているが、辞退の理由については説明を求めている。しかしながら、談合が行われている場合には、談合関与企業が意図的に入札辞退をすることもあり得ることから、辞退届を提出した者からも事情聴取を行い、辞退した理由等について説明を求めている。こうした談合疑義事案の処理に当たっては、運用実態を踏まえ、今後は入札辞退者に対して事情聴取を行う旨、マニュアルに明記する。

#### **（６）情報提供者への接触**

情報提供者の身元等が明らかで、外部から寄せられた情報内容の信憑性を判断する上で確認すべき内容がある場合には、相手方が反社会的勢力である場合など接触を慎重に判断する必要がある場合を除き、可能な範囲で情報提供者への接触を図ることをマニュアルに明記する。

#### **（７）事後的に検証が可能な情報の取り扱いの明確化**

今回の事例のように、下請企業に関する談合情報がある場合など事後的に



検証可能な談合情報が外部から寄せられた場合には、契約締結後に事情聴取を行うことなどにより、談合情報の信憑性を確認することが可能となる。現在のマニュアルでは契約締結後に外部から談合情報を入手した場合の取り扱いが定められているが、今回のような事例についても契約締結後に外部から談合情報を入手した場合の取り扱いに準じて改めて調査を行う旨、マニュアルに明記する。

### 3. 公正取引委員会・警察庁との連携強化

#### (1) 公正取引委員会への通報の方法

談合疑義事案の処理に当たっては、原則として担当者が直接公正取引委員会に出向いて談合疑義事案に係る情報提供を行い、必要に応じて事情聴取の実施や情報提供者への接触などについても説明するとともに、公正取引委員会に提供する資料の充実を図る旨、マニュアルに明記する。

#### (2) 警察庁との連携

談合防止の取り組みを強化し、刑法の競売等妨害罪の摘発に資するため、公正取引委員会への通報と同様、大臣官房地方課の担当者が直接警察庁に出向いて談合疑義事案に係る情報提供を行い、必要に応じて事情聴取の実施や情報提供者への接触などについても説明する旨、マニュアルに明記する。

### 4. 談合疑義事案に係る資料の適切な保存等

談合疑義事案の処理の中心的役割を担っている公正入札調査委員会の審議内容については記録を残していないことから、その文書化を徹底し、談合疑義事案の処理に係る他の資料とともに適切に保存するようマニュアルに明記する。

また、工事費内訳書については、どのような分析を行ったか記録が残されていないことが一般的であり、当時どのような分析が行われたか正確に把握することが困難であった。このため、今後は工事費内訳書に係るチェックリストを作成し、分析に漏れ、誤り等がないよう万全を期することをマニュアルに明記する。

### 5. 談合疑義事実の適切な見直し

内部の調査による談合の防止に向けた取り組みを強化するため、談合疑義事実の調査基準に入札率等の観点が含まれるよう、談合疑義事実の調査基準を見直す。

## 第五章 まとめ

今回の検証では、国土交通大臣の指示を受けて、胆沢ダムの発注案件に寄せられた談合情報の処理について検証を行うとともに、八ッ場ダム発注案件を通じて談合疑義事実の処理について検討を行うことにより、マニュアルを中心とした談合情報処理の調査体制等について大幅な見直しを行うこととしたものである。

今後は、今回の検証結果を踏まえてマニュアルを速やかに改定し、早急に新たな談合情報処理体制の下で談合防止に向けた取り組みを実施に移していくことが肝要であるが、談合防止への取り組みはこれで完結するわけではなく、今後とも談合防止に向けた不断の見直しに努めていく必要がある。

とりわけ、談合防止の取り組みは今回のような発注者内部での調査体制等の整備のみならず、違反行為に対する抑止力としてのペナルティを合わせて活用することが有効であり、これまでも指名停止措置は順次強化されてきたところであるが、指名停止措置は談合のみならず不正行為全般に対する制度として定められていることから、別途そのあり方を検討することが適当である。

なお、第三章第1節(3-1-3)の評価で記したように、胆沢ダム談合情報事案の処理は、当時としては標準的な取り扱いがなされたものであったが、現時点の運用と比べると当時の処理に不十分な点があったと評価せざるを得ない側面がある。しかし、胆沢ダム談合情報事案では談合の事実は確認されておらず、ましてや職員の談合行為への関与が認められたわけでもない。また談合情報の処理の過程で公法上の義務に抵触する行為があったわけでもないことも勘案すれば、以上の評価結果をもって直ちに当時の職員の対応に不適切な部分があったと断ずることは適当ではない。本検証作業の意義は、むしろ、これを契機として、以後の談合処理の一層の充実・強化を図り、談合防止の取り組みを通じて、公共工事に対する国民の信頼の確保に努めていくことに求められるものである。

(案)

平成 年 月 日  
国地契第 号

各地整局総務部長 あて

大臣官房地方課長

談合情報対応マニュアル等の改正について

入札談合に関する情報等に対しては、従来から「公正入札調査委員会の設置等について」（平成15年3月10日付け国地契第92号）に基づき対応してきたところであるが、今般、建設工事等の入札の適正を期し、他機関との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対してより一層的確な対応を図る観点から、外部有識者からの意見聴取に係る制度を新設するとともに、新たに警察庁との連携体制を構築するなど談合情報対応マニュアル等の改正を行い、平成22年10月1日から施行することとしたところである。

このため、貴職におかれては、別添1の公正入札調査委員会設置要領準則を踏まえて貴地方整備局の公正入札調査委員会設置要領を改正するとともに、別添2の談合情報対応マニュアル及び別添3の談合疑義事実処理マニュアルを的確に運用し、引き続き、入札談合に関する情報等に対して遺憾のないよう対応されたい。

なお、「公正入札調査委員会の設置等について」（平成15年3月10日付け国地契第92号）は、平成22年9月30日をもって廃止する。

## 別添1 公正入札調査委員会設置要領準則

### 1 趣旨

建設工事等（建設工事及び建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）の入札の適正を期し、公正取引委員会及び警察庁との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、地方整備局の本局に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

### 2 調査審議事項

委員会は、建設工事等に係る入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときは、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- ① 入札参加者に対する事情聴取等の調査の要否
- ② 事情聴取項目等の調査の内容
- ③ 公正取引委員会及び警察庁への通報の内容
- ④ 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い
- ⑤ その他①から④に付随する事項

### 3 構成

委員会は、総務部長を長とし、契約管理官、技術開発調整官、契約課長、技術管理課長及び入札談合に関する情報等に係る建設工事等を所掌する課の長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

### 4 会議

委員会は、入札談合に関する情報又は入札談合に関する疑義事実があったときは、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができないときは、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

### 5 事務局

委員会の事務局は、総務部契約課に置くものとする。

## 第1 通則

### 1 入札談合に関する情報の把握

(1) 職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

- ① 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。
- ② 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の決定を受けて接触するものとする。

(2) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を局長等（本官契約においては局長、分任官契約においては事務所長をいう。以下同じ。）へ報告するとともに、様式1により、委員会の事務局（以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

(3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、上記(2)により対応するものとする。

(4) 事務局は、上記(2)（上記(3)の場合を含む。）により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

### 2 公正入札調査委員会による審議等

(1) 入札談合に関する情報に係る審議等

- ① 委員会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。
- ② 委員会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供

者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。

- ③ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。
- ④ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認めるときは、その旨を決定するものとする。

## (2) 工事費内訳書のチェック

- ① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る積算内容を把握している職員をして、工事費内訳書をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。
- ② 入札談合に関する情報の対象となっている案件が工事費内訳書の提出を求めることとされていないものであるときは、現に入札手続に参加している者（第1回の入札までに辞退している者を除く。）全員に対して、第1回の入札に際し（第1回の入札後に事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、当該決定後速やかに）、工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。
- ③ 上記①の職員は、提出されているすべての工事費内訳書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった工事費内訳書とともに事務局へ提出するものとする。

## (3) 技術提案書のチェック

- ① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る技術提案内容を把握している職員をして、技術提案書をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。
- ② 上記①の職員は、提出されているすべての技術提案書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった技術提案書とともに事務局へ提出するものとする。

## (4) 事情聴取

- ① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、下記4(1)①に定める者に事情聴取を行わせるものとする。
- ② 事情聴取の項目は委員会が決定するものとし、必ず積算の考え方に関する質問を含めるとともに、上記(2)及び(3)に基づく工事費内訳書及び技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。  
なお、技術提案書のチェックの結果を踏まえ、入札前に事情聴取等の調

査を実施しようとするときは、事情聴取項目に上記(3)に基づく技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

- ③ 委員会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。

(5) 談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議

- ① 委員会は、上記(2)から(4)までの結果を総合的に考慮し、入札の執行（一部の入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。）若しくは入札の取止め、落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議するものとする。
- ② 委員会は下記第2の規定（入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しない旨の結論を得ようとするときは、あわせて下記第3の規定）を踏まえて上記①の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

(6) 審議の内容に係る記録の作成

- ① 事務局は、様式2により、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。
- ② 上記①の文書（審議に用いた資料並びに工事費内訳書及び技術提案書に係る電子データを含む。）は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

### 3 公正取引委員会及び警察庁への通報

(1) 通報の時期

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

(2) 通報の方法

- ① 公正取引委員会及び警察庁への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。
- ② 公正取引委員会への通報は、別紙1に定める公正取引委員会の窓口に対し、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式3-1により、その後の調査結果等に関する通報の際には様式3-2により、委員会が行うものとする。
- ③ 警察庁への通報は、様式4-2又は様式4-4により、大臣官房地方課



が行うものとする。

そのため、委員会は、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式4-1により、その後の調査結果等に関する報告の際には様式4-3により、大臣官房地方課へ報告するものとする。

### (3) 通報後の対応

- ① 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察庁から協力要請があったときは、事務局又は大臣官房地方課を窓口として可能な限り協力するものとする。
- ② 事務局及び大臣官房地方課は、公正取引委員会又は警察庁からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

## 4 事情聴取の実施方法

### (1) 事情聴取の実施者

- ① 事情聴取は、本官契約においては委員会の複数の委員が実施するものとし、分任官契約においては副所長、経理課長等の複数の職員が実施するものとする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えない。
- ② 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

### (2) 事情聴取の対象者

- ① 事情聴取は、辞退者を含む入札参加者（競争参加資格確認申請書の提出期限の日において局長等が競争参加資格を確認した者をいい、その後に辞退した者を含む。以下同じ。）全員に対して行うものとする。
- ② 辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

### (3) 事情聴取の実施時期

- ① 事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、又は入札日時の繰り下げ若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。
- ② 事情聴取は、事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察庁へ通報した後に実施するものとする。

(4) 事情聴取書の作成等

- ① 事情聴取の実施者は、事情聴取の対象者に対し、公正入札調査委員会が決定した事情聴取項目を踏まえた質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。
- ② 事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式5により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、これを事務局へ提出するものとする。

(5) 事務局の対応

事務局は、上記(4)②により、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに委員会を招集し、工事費内訳書及び技術提案書のチェックの結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

5 大臣官房地方課への協議等

委員会は、上記2(5)②により、入札手続等の取扱いに係る結論を得ようとするときは、あらかじめ、大臣官房地方課へ協議するものとする。

また、委員会は、談合情報の処理の過程において、大臣官房地方課と連絡を密にするものとする。

## 第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い

### 1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

#### (1) 談合の事実があったと認められるときの対応

- ① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるとき（その疑義を払拭できないときを含む。）は、競争契約入札心得について（昭和38年4月22日建設省厚発第5号）の別紙の競争契約入札心得の準則（以下「入札心得」という。）第5条を適用し、関係する入札参加者を入札に参加させず又は入札を取り止めるものとする。
- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。
- ③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について」（平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入契法手続通達」という。）の規定による通知をあわせて行うものとし、大臣官房地方課に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。  
なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。

#### (2) 談合の事実があったとは認められないときの対応

- ① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙2）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙3）を交付した後、入札を執行するものとする。
- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

### 2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

#### (1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

- ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、入札心得第6条第7号を適用し、すべての入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。
- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-4により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。
- ③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、入契法手続通達の規定による通知をあわせて行うものとし、大臣官房地方課に対しては、当該通知の

写しを報告するものとする。なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。

- (2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応
  - ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙２）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙３）を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。
  - ② 上記①の場合、様式３－２及び様式４－４により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

### 3 契約締結後に談合情報を把握した場合

- (1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応
  - ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。
  - ② 上記①の場合、様式３－２及び様式４－４により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。
  - ③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、入契法手続通達の規定による通知をあわせて行うものとし、大臣官房地方課に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。
  
- (2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応
  - ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙２）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙３）を交付するものとする。
  - ② 上記①の場合、様式３－２及び様式４－４により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

### 第3 外部有識者からの意見聴取

#### 1 意見聴取の対象

- (1) 委員会は、上記第1の2(5)②において、談合情報の対象となっている案件について、入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しない旨の結論を得ようとするときは、あらかじめ、下記3に定めるところにより、入札監視委員会（「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成13年3月30日付け国官会第1431号・国官地第27号）に規定する入札監視委員会をいう。以下同じ。）の委員の中からあらかじめ局長が指名する複数の者（以下「外部有識者」という。）からの意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行わなければならない。
- (2) 委員会は、上記(1)により意見聴取を行ったときは、当該意見聴取の結果を踏まえ、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。
- (3) 上記第1の2(6)の規定は、上記(2)に係る審議に準用する。

#### 2 外部有識者の指名等

- (1) 局長は、談合情報への的確に対応するため、あらかじめ入札監視委員会の委員の中から外部有識者を指名しておくものとする。
- (2) 外部有識者の数は2～3名程度とし、それぞれの専門分野に偏りが生じないよう配慮するものとする。
- (3) 外部有識者が入札監視委員会の委員でなくなったときは、当該外部有識者に係る指名は、将来に向かってその効力を失うものとする。

#### 3 意見聴取の運営

##### (1) 意見聴取の方法

- ① 事務局は、外部有識者に対して少なくとも次に掲げる事項を説明した後、談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに関して意見を聴取するものとする。

なお、外部有識者自身又は当該外部有識者の三親等以内の親族の利害に関係のある案件については、当該外部有識者から意見聴取を行わないものとする。

ア 談合情報の対象となっている案件の概要

イ 談合情報の内容

ウ 事情聴取等の調査を実施した結果

エ 入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しないことが  
適当と判断した理由

- ② 意見聴取は、持ち回り等の適宜の方法で実施するものとする。

③ 事務局は、意見聴取に係る記録を作成し、委員会へ提出するものとする。

(2) 意見聴取の効力

上記 2 (3) に基づく指名の失効は、当該指名の失効に係る外部有識者から既に聴取している意見の効力に影響しないものとする。

## 第4 その他

- (1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の指名停止期間の加重  
誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。
- (2) 入札監視委員会への報告  
事務局は、入札談合に関する情報の内容、公正入札調査委員会の審議の状況、入札手続等の取扱い及び外部有識者の意見について、入札監視委員会の定例会議へ報告するものとする。
- (3) 報道機関等への対応  
入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問い合わせがあったときは、原則として、広報広聴対策官が一元的に対応するものとする。ただし、委員長（総務部長）が、状況にかんがみ、その他の職員をして対応させることが適当であると認めるときは、この限りでない。  
なお、入札談合に関する情報等に関する他の行政機関の業務の遂行の妨げにならないよう、発注者側から積極的に入札談合に関する情報等を公表するものではないことに留意するものとし、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会及び警察庁へ通報している旨を明らかにすること。
- (4) 建設コンサルタント業務等への準用  
本マニュアルの規定は、建設コンサルタント業務等に係る入札談合に関する情報について準用する。

## 1 入札談合に関する疑義事実の把握

(1) 入札談合に関する疑義事実を把握した事務所長等（本官契約においては契約管理官その他総務部長が指名する者、分任官契約においては事務所長をいう。以下同じ。）は、直ちに、様式1-2により、事務局へ報告するものとし、契約管理官にあつては、あわせて当該疑義事実を把握した旨を直ちに局長へ報告するものとする。

(2) 事務局は、上記(1)により、事務所長等から入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該疑義事実に係る報告を行うものとする。

## 2 公正入札調査委員会による審議

委員会は、入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。

## 3 公正取引委員会及び警察庁への通報

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する疑義事実（以下「談合疑義事実」という。）については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合疑義事実があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

## 4 入札監視委員会への報告

事務局は、入札談合に関する疑義事実の内容、公正入札調査委員会の審議の状況及び入札手続等の取扱いについて、入札監視委員会の定例会議へ報告するものとする。

## 5 準用

上記1から4までのほか、入札談合に関する談合疑義事実を把握した場合の対応については、別添2「談合情報対応マニュアル」の第1「通則」、第2「調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い」及び第4「その他」を準用して対応するものとする。



## 公正取引委員会の窓口

窓口	担当課	管轄区域
東北事務所	第一審査課	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
事務総局 審査局	管理企画課 (情報管理室)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
中部事務所	第一審査課	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿中国四国事務所	第一審査課	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所 (中国支所)	第一審査課	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
近畿中国四国事務所 (四国支所)	審査課	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州事務所	第一審査課	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

誓 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇局長 〇〇 〇〇 殿

会 社 名  
代表者名  
担当者名

今般の〇〇〇〇工事の競争入札に関し、〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

(参考) 競争契約入札心得第4条の3

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

本件入札に係る注意事項

平成 年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官

〇〇局長 〇〇 〇〇

(対象案件名) 〇〇〇〇〇〇

本件入札について談合があったとの通報があったが、〇〇地方整備局競争契約入札心得を遵守し、厳正に入札すること。なお、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、〇〇地方整備局競争契約入札心得第6条第7号により入札は無効とする。

本件においては、各入札参加者（辞退者を含む。）から、〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同規定に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※ 本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。

なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第1パラグラフを削除した上で交付すること。

## 談合情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
対象案件名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情報提供者	・報道機関 ・匿名 ・その他 役職・氏名等
受信者	・所属、役職、氏名等
情報手段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	
本件照会先	・所属、役職、氏名等

※適宜、参考資料を添付すること。

## 談合疑義事実報告書

平成 年 月 日

事実を得た日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
対象案件名	
入札 (予定) 日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
談合があると疑うに足 りる事実を申し出た職 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○整備局 ○○事務所</li> <li>・ 所属、役職、氏名等</li> </ul>
談合があると疑うに足 りる事実を得た根拠	
本件照会先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属、役職、氏名等</li> </ul>

※適宜、参考資料を添付すること。

(各委員の署名又は記名押印)

## 公正入札調査委員会議事概要

対象案件名等	・対象案件名 ・発注機関 ・契約方式 ・入札（予定）日 等
委員会開催日等	平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 （場所： ）
出席委員	
審議内容 （発言概要）	
委員会の結論及び理由	
審議に用いた資料	別添のとおり

- ※ 議事概要は原則として開催の都度作成すること。
- ※ 持ち回りの場合は「開催日時」欄に説明を終了した日時及び持ち回りである旨を記載すること。
- ※ 「審議内容」欄には、各委員の発言概要を記載すること。
- ※ 審議に用いた資料を別添すること。
- ※ 作成後、各委員（欠席委員を含む。）の署名又は記名押印により確認を受けること。

日 付  
番 号

公正取引委員会事務総局  
〇〇事務所長殿

〇〇地方整備局総務部長

談合情報等に関連する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関連する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案 件 名)      〇〇〇〇〇〇

(発 注 機 関)      〇〇地方整備局    〇〇河川国道事務所

(別添)

- ・談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後にあつては、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

日 付  
番 号

公正取引委員会事務総局  
〇〇事務所長殿

〇〇地方整備局総務部長

談合情報等に関連する資料の提供について

平成〇年〇月〇日付けで提供しました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(案 件 名) 〇〇〇〇〇〇

(発 注 機 関) 〇〇地方整備局 〇〇河川国道事務所

(別添)

1. 談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 工事費内訳書（写）
4. 入札書（写）
5. 入札調書（写）
6. 誓約書（写）
7. 意見書（写）
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること



日付  
番号

大臣官房地方課長殿

〇〇地方整備局総務部長

談合情報等の把握について（報告）

下記案件に係る談合情報等を把握したので報告する。

記

（案 件 名） 〇〇〇〇〇〇

（発 注 機 関） 〇〇地方整備局 〇〇河川国道事務所

（別添）

- ・ 談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）

※ 該当する資料を添付すること

なお、開札後には、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

日 付  
番 号

警察庁刑事局捜査第二課長殿

国土交通省大臣官房地方課長

談合情報等に関連する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関連する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案 件 名)        ○○○○○○

(発 注 機 関)        ○○地方整備局    ○○河川国道事務所

(別添)

- ・談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）

※ 該当する資料を添付すること

なお、開札後には、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

日付  
番号

大臣官房地方課長殿

〇〇地方整備局総務部長

談合情報等の把握について（追加報告）

平成〇年〇月〇日付けで報告した下記案件に係る談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加報告する。

記

（案件名） 〇〇〇〇〇〇

（発注機関） 〇〇地方整備局 〇〇河川国道事務所

（別添）

1. 談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 工事費内訳書（写）
4. 入札書（写）
5. 入札調書（写）
6. 誓約書（写）
7. 意見書（写）
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 報告の時点で添付可能な資料を添付すること

日付  
番号

警察庁刑事局捜査第二課長殿

国土交通省大臣官房地方課長

談合情報等に関連する資料の提供について

平成○年○月○日付けで提供しました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(案件名) ○○○○○○

(発注機関) ○○地方整備局 ○○河川国道事務所

(別添)

1. 談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 工事費内訳書（写）
4. 入札書（写）
5. 入札調書（写）
6. 誓約書（写）
7. 意見書（写）
8. 入札手続等の取扱い
9. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること

## 事情聴取書

(案 件 名)

(発 注 機 関)

(事情聴取の実施者)

(日 時 ・ 場 所)

対象者の回答内容 事情聴取項目	(株)〇〇	(株)△△	□□(株)
	代表取締役〇〇	代表取締役△△	代表取締役□□

(実施者の所見)

--

- ※ 質問項目とそれに対応する回答内容を記載すること（回答内容は並記も可）。
- ※ 聴取内容は可能な限り具体的に記載すること。
- ※ 事情聴取の実施者は所見を記載すること。